

第2期南城市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
南城市



はじめに

現在、わが国において「少子化」、「核家族化」、「待機児童」「子育て世代の就労の多様化」により、子育て支援施策を多面的に社会全体で支えることが急務とされています。

平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、令和元年10月には消費税率引き上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入した「幼児教育・保育の無償化」が実施され、少子高齢化という国難に立ち向かう取り組みが行われています。

本市においては、平成27年3月に「南城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から令和元年度の5カ年間、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進してきました。

令和2年度から令和6年度の5カ年を計画期間とする、第2期計画策定に向け、平成30年度に「南城市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、計画期間中の教育・保育の量の見込み、地域子育て支援等のニーズを把握し、令和2年3月に「第2期南城市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後も、第2期計画において教育・保育・子育て支援の量・質の確保を計画書に示し、持続性のある子育て支援を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたりニーズ調査において貴重なご意見をいただきました市民の皆様、並びに計画策定にご尽力をいただきました「南城市子ども・子育て会議」委員の皆様へ深く御礼申し上げます。

これからも、福祉・教育の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

南城市長 瑞慶覧 長敏

目 次

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ（他計画との関係）	2
(1) 法的根拠	2
(2) 計画の包含について	2
3. 国から示されている指針等	3
(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について	3
(2) 新・放課後子ども総合プラン	5
(3) 女性の就労率について	6
(4) 幼児期の教育・保育の無償化について	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定体制等	8

第 2 章 南城市の現状と課題

1. 人口の推移と推計	9
(1) 南城市の人口推計結果	9
(2) 地域別の推計結果	15
2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況	21
(1) 教育・保育施設等	21
(2) 幼稚園	22
(3) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）	24
(4) 教育・保育施設の利用比較（5歳児）	32
(5) 地域子ども・子育て支援の状況	32
(6) 認可外保育施設	36
(7) その他	37
3. ニーズ調査結果より	38
(1) 調査の概要	38
(2) 就学前・小学生共通	39
(2)-1 子育て家庭の状況	39
(2)-2 母親の就労について	41
(3) 就学前児童の調査結果より	42
(3)-1 教育・保育サービスの利用について	42
(3)-2 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用	43

(3)-3 地域子育て支援センターについて	44
(3)-4 病児・病後児保育について	44
(3)-5 一時預かりについて	44
(3)-6 育児休業等について	45
(4)小学生児童の調査結果より	46
(4)-1 就学援助について	46
(4)-2 放課後の過ごし方について	46
(4)-3 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について	47
(4)-4 児童館の利用について	48
(5)自由回答のまとめ	49

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 教育・保育事業や子育て支援体制の整備	51
(1)教育・保育施設等の円滑な利用の確保	51
(2)地域子ども・子育て支援事業の推進	52
(3)子どもの居場所づくり	52
点検2. 教育・保育事業等における質の確保と向上	54
(1)幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進	54
(2)人材の確保の推進	58
点検3. 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実	59
(1)集い、交流による子育て支援の充実	59
(2)相談、情報提供の充実	60
(3)母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	62
点検4. 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実	68
(1)児童虐待防止対策の充実	68
(2)ひとり親家庭の支援の充実	69
(3)特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	70

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	73
2. 計画の基本目標	73
3. 支援対策の体系	75
4. 幼児期の教育・保育提供区域について	78
(1)教育・保育提供区域とは...	78
(2)市の教育・保育提供区域	78

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策	79
(1) 南城市全体	79
(2) 佐敷地域	82
(3) 知念地域	85
(4) 玉城地域	88
(5) 大里地域	91
2. 地域子ども・子育て支援事業	94
(1) 時間外保育事業	94
(2) 放課後児童健全育成事業	94
(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	94
(4) 地域子育て支援拠点事業	95
(5) 一時預かり(幼稚園型)	95
(6) 一時預かり(幼稚園型以外)	95
(7) 病児・病後児保育	96
(8) ファミリー・サポート・センター(就学児)	96
(9) 利用者支援事業	96
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	97
(11) 養育支援訪問事業	97
(12) 妊婦健診	97
(13) 実費徴収に伴う補足給付事業	98
(14) 多様な主体の参入促進事業	98
(15) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	98

第6章 支援対策 ～子どものため、子育て家庭のための支援対策

1. 教育・保育事業や子育て支援体制の強化	99
(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保	99
(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進	100
(3) 子どもの居場所づくり	100
2. 教育・保育事業等における質の確保と向上	102
(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進	102
(2) 人材の確保の推進	103
3. 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実	105
(1) 集い、交流による子育て支援の充実	105
(2) 相談、情報提供の充実	105
(3) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進	106

4. 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実	110
(1) 児童虐待防止対策の充実	110
(2) ひとり親家庭の支援の充実	110
(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実	111
(4) 子どもの貧困対策の充実	113

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知と連携	115
2. ニーズ等の定期的な把握	115
3. PDCAサイクルによる推進状況チェック	115

資料編

資料1 南城市子ども・子育て会議条例	117
資料2 南城市子ども・子育て委員名簿	119
資料3 策定の経過	120

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

子どもと子育て家庭を支援する取り組みにおいては、待機児童の増加が社会問題となる中、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すために、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、待機児童対策のほか、教育・保育の一体的提供及び質の確保、地域の子育て支援などを必須事項とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に推進することが求められました。本市においても平成27年3月に「南城市子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定し、待機児童対策のほか子育て支援対策、母子保健事業、要保護児童対策等も掲げ、施策を推進してきたところであります。

第1期計画期間である平成27年度からの5年間では、保育施設の定員拡充、小規模保育事業等の開園、認可外保育施設の認可化移行などによる保育供給量の拡充を図ってきたほか、放課後児童クラブの学校敷地内への整備、公立幼稚園での土曜日の預かり保育実施など、同計画を踏まえながら新しい取り組みについても推進してきました。

しかしながら、保育ニーズについては、未就学児童の増加や女性就業率の上昇などの理由から当初の計画を上回る状況となっています。さらに、令和元年10月からスタートした3から5歳児の教育・保育無償化(0から2歳児の一部含む)による需要の上昇も考慮する必要があります。

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第2期計画は、本市の大きな課題である待機児童の解消に向け、供給量の確保に引き続き取り組んでいくとともに、幼児教育・保育の質の確保、保幼小連携、地域子ども・子育て支援事業、母子保健事業、要保護児童対策など、子どもと子育て家庭が安心して過ごしていける環境を目指した取り組みを一層強化する計画として策定するものです。

2. 計画の位置づけ（他計画との関係）

(1) 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の期限が 10 年間延長されたこと（令和 7 年 3 月 31 日まで）から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図っているほか、市町村計画においては、本市の上位計画である「第 2 次南城市総合計画」を踏襲するとともに、子どもの福祉や教育に関する市の他計画などとの整合性を図り、調和を保って策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

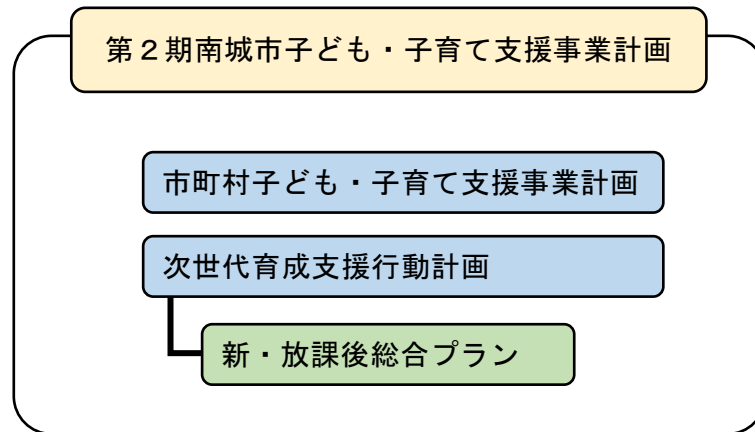
(2) 計画の包含について

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、次の 3 つの計画を包含する必要があります。

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画
2. 市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）
3. 新・放課後子ども総合プラン

上記「2. 市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」は、前項で示すように、南城市子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定しています。

上記「3. 新・放課後子ども総合プラン」は市町村子ども・子育て支援事業計画又は市町村行動計画に盛り込むこととする。」とされており、本市の場合は、南城市子ども・子育て支援事業計画に盛り込んで策定しています。このため、上記 3 つの計画等は、次のような位置づけとなります。



3. 国から示されている指針等

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正(案)について

市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての基本指針は、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正が行われました。改正後の指針を踏まえ、本計画を策定しています。

(1) 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。(第三の二3(二)関係)
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。(別表第三の三関係)

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ①児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、以下の事項等を追記。(第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係)
 - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・児童虐待の発生子防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議

会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。

- ②社会的養育の充実について、平成 28 年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」（平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定すること。（第三の四 5（二）関係）

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・ 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
- ・ 児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一 6 関係）
- ・ 保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2（一）、（二）(1) 関係）
- ・ 国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2（二）(1) 関係）
- ・ 医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項(第三の三 2（三）関係)及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項(第三の四 5（四）関係)に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四 5（四）関係）
- ・ 地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六 3 関係）

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・ 市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二 4 関係）
- ・ 都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四 3 関係）

(2) 新・放課後子ども総合プラン

国では第1期計画策定の際に「放課後子ども総合プラン」を定め、放課後の居場所づくりを進めてきました。第2期では、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、市町村においてもこれに基づいた計画づくりが必要となっています。

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、新たなプランを策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019年度～2023年度）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③ 放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨ 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩ 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

(3) 女性の就労率について

国においては、提供体制確保の実施時期の設定について、「2020 年度(令和 2 年度)末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する」としています。

これは、国の「子育て安心プラン」において、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率 80%に対応できるよう、2020 年度末(令和 2 年度末)までに 32 万人分の保育の受け皿を整備するという方針との整合性を図るための目標となっています。

市町村においては、ニーズ調査より潜在的保育ニーズの把握を行うとともに、上記の考え方を考慮しながら、保育の量の見込みを算定する必要があります。

<<参考：国の動き～待機児童解消に向けた取り組み～>>

【保育の受け皿拡大の状況】

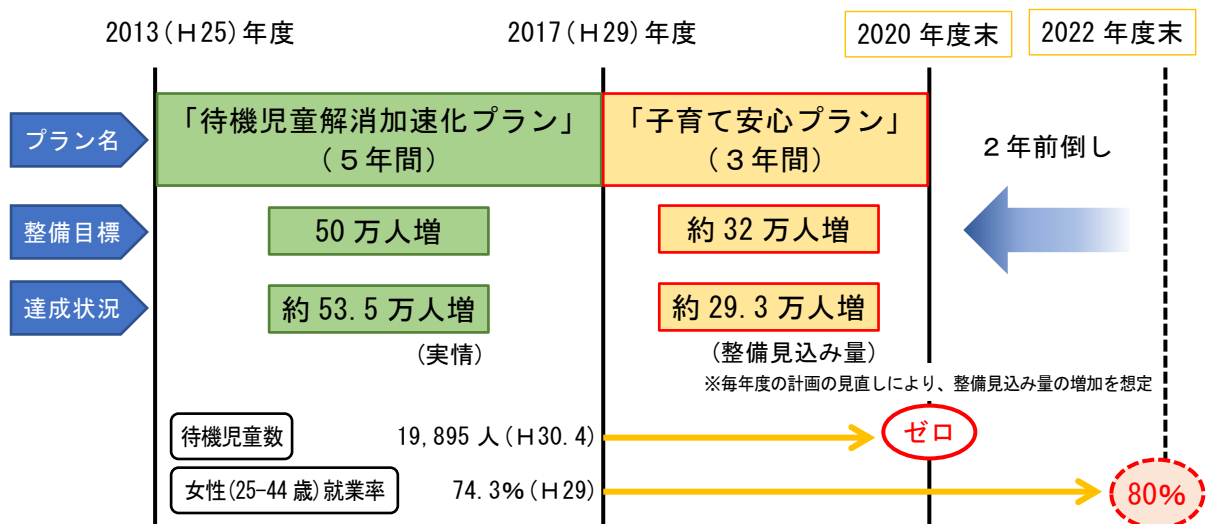
○待機児童解消加速化プラン(2013 年度から 2017 年度末までの 5 年間)による保育の受け皿拡大量は約 53.5 万人分(※)。待機児童解消加速化プランの政府目標 50 万人分を達成。

○子育て安心プラン(2018 年度から 2020 年度末までの 3 年間)による保育の受け皿拡大量の目標は約 32 万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018 年度当初の予定としては、3 年間の整備見込み量は約 29.3 万人分(※)。

※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

○2018 年 4 月時点の待機児童数は、19,895 人となり、10 年ぶりに 2 万人を下回る結果。



「子育て安心プラン」について(平成 29 年 6 月 22 日)より

(4) 幼児期の教育・保育の無償化について

国では、令和元年10月より「幼児期の教育・保育の無償化」を実施し、3～5歳の教育・保育施設利用者及び0～2歳の利用者の一部の保育料が無料となりました。この点も考慮した量の見込み等を計画策定に反映しています。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。
※就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

① 対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

② 支給要件

以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

4. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画であり、年度ごとに事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、庁内の関係課との意見交換により取り組みの精査を行ったほか、地域の関係者や子育て世帯の代表等で構成される「南城市子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

第2章 南城市の現状と課題

1. 人口の推移と推計

(1) 南城市の人口推計結果

① 総人口

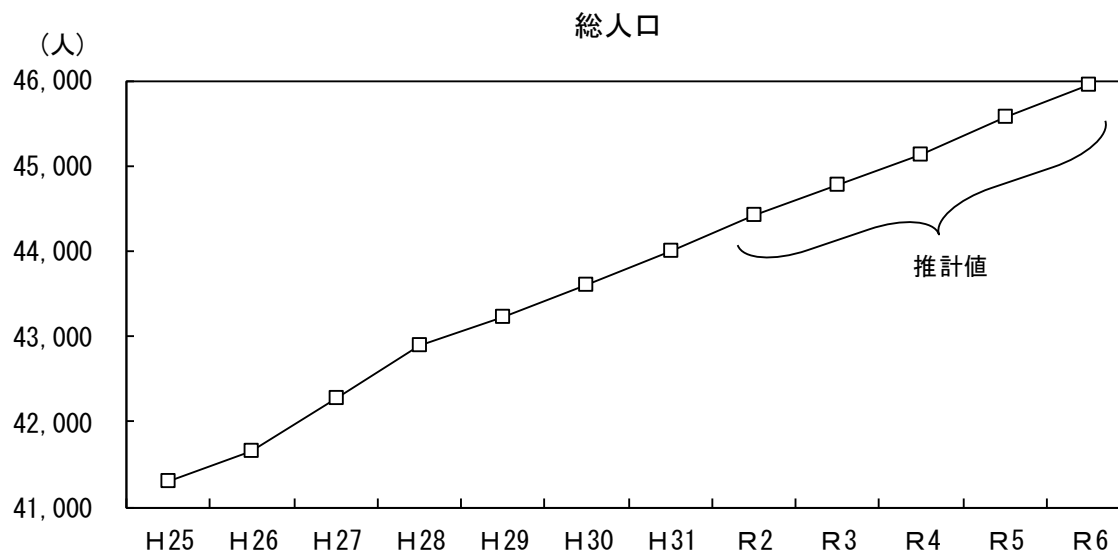
総人口は今後も増加を続けていくと予測されます。

平成31年の総人口は44,008人。年々増加を続け、平成27年と28年は前年より600人程度増加していましたが、そのほかの年は300～400人程度の増加となっています。

第2期計画初年度の令和2年には平成31年より416人増加すると見込まれています。また、令和4年(中間年)は1,111人増加、第2期計画最終年の令和6年は1,932人増と予測されます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	41,299	41,647	42,265	42,890	43,230	43,598	44,008
前年からの増加人数	—	348	618	625	340	368	410

推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
総人口推計値	44,424	44,776	45,119	45,560	45,940	416	1,111	1,932
前年からの増加人数	416	352	343	441	380	—	—	—



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

② 0～5歳児（就学前児童）

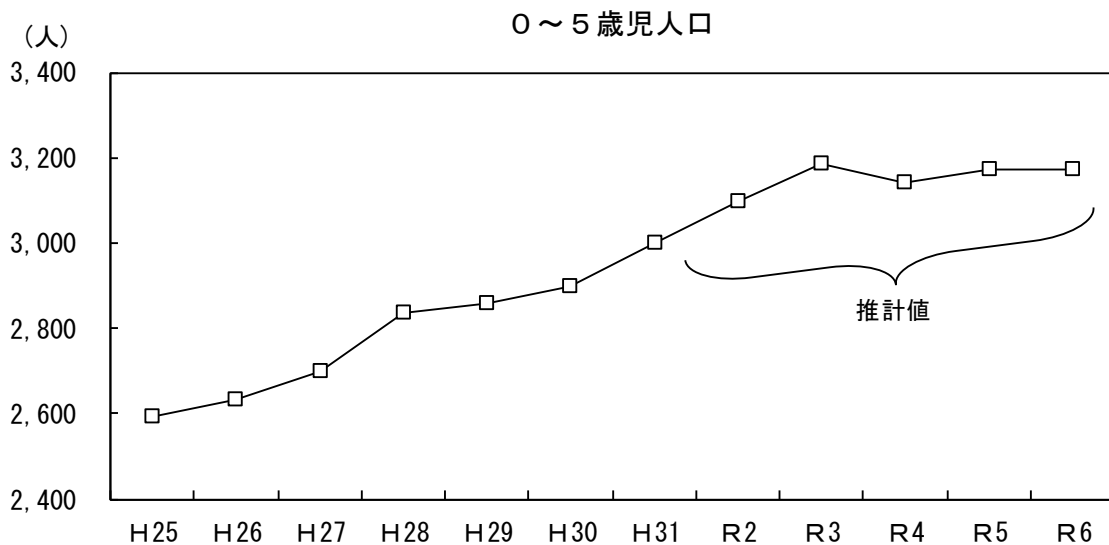
0～5歳児は、令和3年まで増加を続け、その後は横ばい傾向になると予測されます。

平成31年の3,001人が、第2期計画初年度の令和2年には3,097人と平成31年より96人増加し、第2期計画最終年の令和6年には3,170人と平成31年より169人増加します。前年からの増加人数を見ると、令和4年以降には減少も見られ、0～5歳児の大きな増加は見られません。

南城市の合計特殊出生率は2.0程度であり、全国や県と比べて高い値となっていますが、子を産む女性の世代、市の場合は30～34歳及び25～29歳の女性人口が減少傾向にあるため、出生数が増加せず、これにより将来の0～5歳児数も伸びないと予測されます。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	2,593	2,634	2,698	2,835	2,857	2,898	3,001
前年からの増加人数	—	41	64	137	22	41	103

推計値	R2	R3	R4	R5	R6	H31実績からの増加分		
						H31→R2	H31→R4	H31→R6
0～5歳児推計値	3,097	3,184	3,142	3,171	3,170	96	141	169
前年からの増加人数	96	87	▲42	29	▲1	—	—	—



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

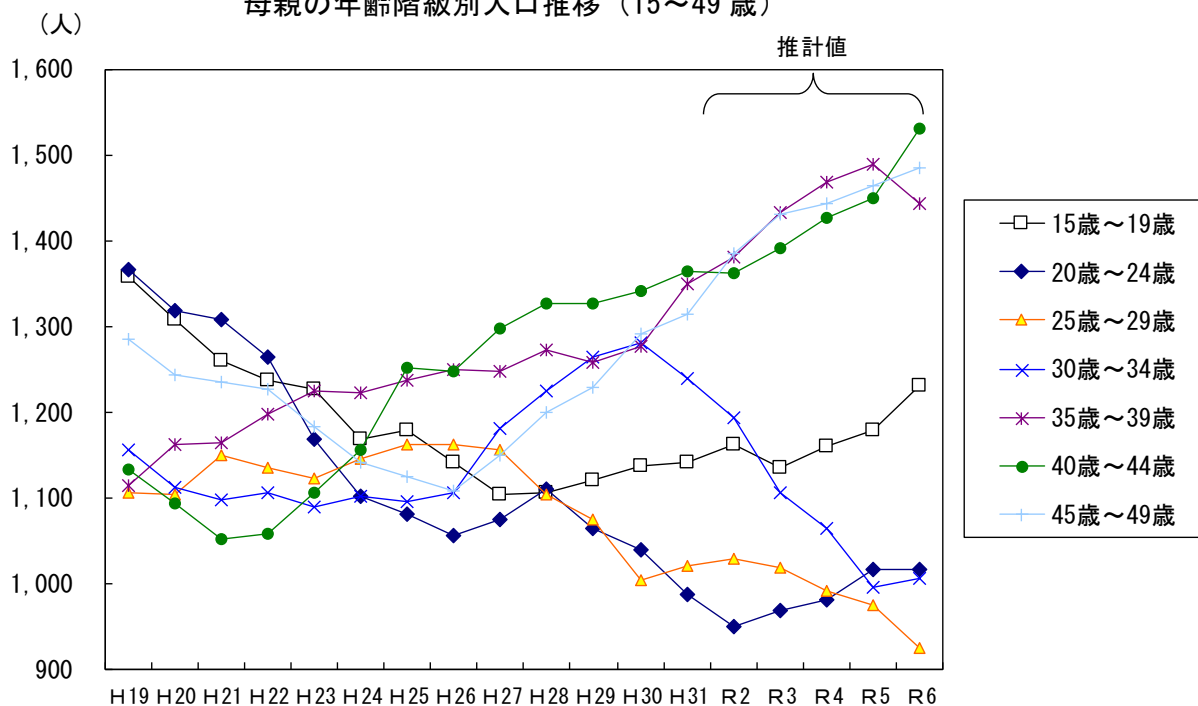
推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

(参考) 母親の年齢階級別人口推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	1,358	1,308	1,260	1,236	1,226	1,168	1,178	1,141	1,103
20歳～24歳	1,366	1,318	1,308	1,263	1,168	1,102	1,080	1,055	1,073
25歳～29歳	1,106	1,103	1,149	1,134	1,121	1,144	1,161	1,162	1,156
30歳～34歳	1,155	1,111	1,097	1,106	1,088	1,102	1,094	1,106	1,180
35歳～39歳	1,114	1,161	1,163	1,197	1,224	1,221	1,237	1,250	1,248
40歳～44歳	1,133	1,092	1,052	1,058	1,106	1,156	1,251	1,248	1,297
45歳～49歳	1,285	1,242	1,235	1,227	1,182	1,140	1,125	1,107	1,148
総計	8,517	8,335	8,264	8,221	8,115	8,033	8,126	8,069	8,205

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	1,105	1,120	1,137	1,140	1,162	1,135	1,160	1,179	1,231
20歳～24歳	1,110	1,063	1,039	986	948	967	981	1,015	1,016
25歳～29歳	1,104	1,074	1,004	1,019	1,028	1,017	990	975	924
30歳～34歳	1,224	1,264	1,281	1,238	1,192	1,106	1,064	994	1,005
35歳～39歳	1,271	1,258	1,277	1,350	1,380	1,432	1,468	1,489	1,443
40歳～44歳	1,327	1,327	1,341	1,363	1,362	1,390	1,426	1,449	1,531
45歳～49歳	1,199	1,229	1,291	1,314	1,385	1,430	1,443	1,464	1,485
総計	8,340	8,335	8,370	8,410	8,457	8,477	8,532	8,565	8,635

母親の年齢階級別人口推移 (15～49歳)



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

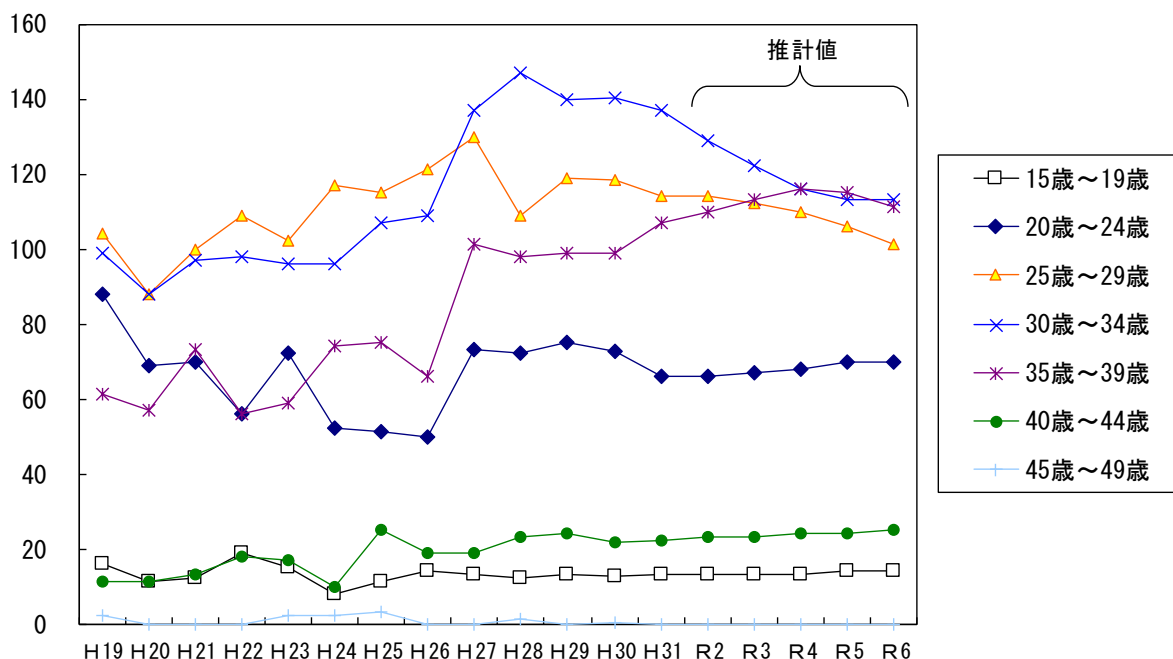
推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

(参考) 母親の年齢階級別出生数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	16	11	12	19	15	8	11	14	13
20歳～24歳	88	69	70	56	72	52	51	50	73
25歳～29歳	104	88	100	109	102	117	115	121	130
30歳～34歳	99	88	97	98	96	96	107	109	137
35歳～39歳	61	57	73	56	59	74	75	66	101
40歳～44歳	11	11	13	18	17	10	25	19	19
45歳～49歳	2	0	0	0	2	2	3	0	0
総計	381	324	365	356	363	359	387	379	473

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	12	13	13	13	13	13	13	14	14
20歳～24歳	72	75	73	66	66	67	68	70	70
25歳～29歳	109	119	118	114	114	112	110	106	101
30歳～34歳	147	140	140	137	129	122	116	113	113
35歳～39歳	98	99	99	107	110	113	116	115	111
40歳～44歳	23	24	22	22	23	23	24	24	25
45歳～49歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	462	470	465	459	455	450	447	442	434

(人) 母親の年齢階級別出生数の推移 (15～49歳)



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

(参考) 母親の年齢階級別出生率

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
15歳～19歳	0.01178	0.00841	0.00952	0.01537	0.01223	0.00685	0.00934	0.01227	0.01179
20歳～24歳	0.06442	0.05235	0.05352	0.04434	0.06164	0.04719	0.04722	0.04739	0.06803
25歳～29歳	0.09403	0.07978	0.08703	0.09612	0.09099	0.10227	0.09905	0.10413	0.11246
30歳～34歳	0.08571	0.07921	0.08842	0.08861	0.08824	0.08711	0.09781	0.09855	0.11610
35歳～39歳	0.05476	0.04910	0.06277	0.04678	0.04820	0.06061	0.06063	0.05280	0.08093
40歳～44歳	0.00971	0.01007	0.01236	0.01701	0.01537	0.00865	0.01998	0.01522	0.01465
45歳～49歳	0.00156	0.00000	0.00000	0.00000	0.00169	0.00175	0.00267	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	1.61	1.39	1.57	1.54	1.59	1.57	1.68	1.65	2.02

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
15歳～19歳	0.01086	0.01161	0.01143	0.01140	0.01119	0.01145	0.01121	0.01187	0.01137
20歳～24歳	0.06486	0.07056	0.07026	0.06694	0.06962	0.06929	0.06932	0.06897	0.06890
25歳～29歳	0.09873	0.11080	0.11753	0.11187	0.11089	0.11013	0.11111	0.10872	0.10931
30歳～34歳	0.12010	0.11076	0.10929	0.11066	0.10822	0.11031	0.10902	0.11368	0.11244
35歳～39歳	0.07710	0.07870	0.07753	0.07926	0.07971	0.07891	0.07902	0.07723	0.07692
40歳～44歳	0.01733	0.01809	0.01641	0.01614	0.01689	0.01655	0.01683	0.01656	0.01633
45歳～49歳	0.00083	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000
合計特殊出生率	1.95	2.00	2.01	1.98	1.98	1.98	1.98	1.99	1.98

合計特殊出生率：住民基本台帳及び衛生統計年報データを活用して算出

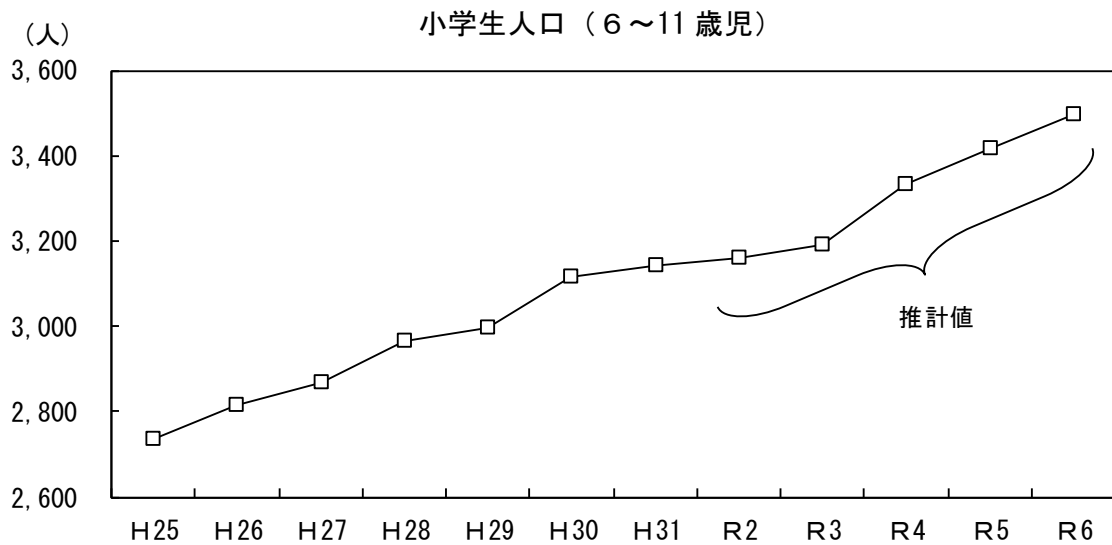
③ 6～11 歳児（小学生）

6～11 歳児は、実績も推計も増加傾向で推移しています。

第 2 期計画初年度の令和 2 年には 3,159 人と平成 31 年より 18 人増加、第 2 期計画最終年の令和 6 年には 3,494 人と、平成 31 年より 353 人増加することが見込まれます。前年からの増加人数を見ると、令和 2 年、3 年の伸びは小さいですが、令和 4 年以降の伸びが大きくなります。

実績値	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実績人口	2,735	2,814	2,867	2,966	2,994	3,115	3,141
前年からの増加人数	—	79	53	99	28	121	26

推計値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	H31 実績からの増加分		
						H31→R 2	H31→R 4	H31→R 6
6～11歳児推計値	3,159	3,189	3,331	3,415	3,494	18	190	353
前年からの増加人数	18	30	142	84	79	—	—	—



出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

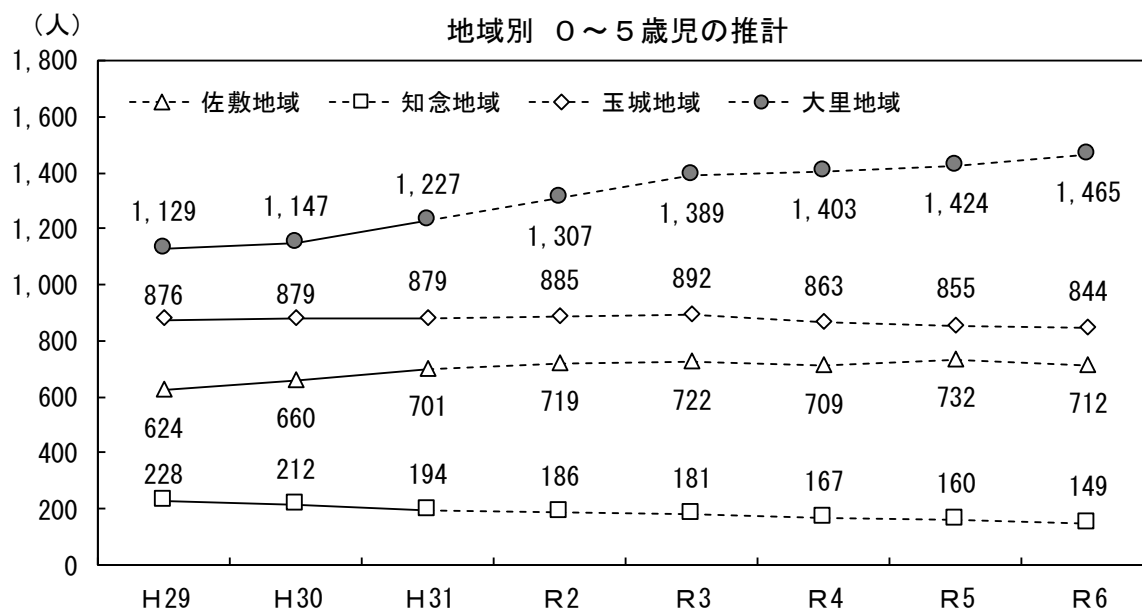
推計値：コーホート変化率法により算出（平成 30 年から平成 31 年の変化率を用いて推計）

(2) 地域別の推計結果

① 0～5歳児の推計

0～5歳児の人口を地域別に見ると、大里地域は各年増加で推移しており、令和2年以降も増加が続くと予測されます。玉城地域は、令和3年まで微増後、緩やかに減少すると予測されます。佐敷地域は、令和3年まで増加で推移し、その後は微増傾向で増減を繰り返すと予測されます。知念地域は各年減少で推移しており、令和2年以降も減少が続くと予測されます。

0～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	2,857	2,898	3,001	3,097	3,184	3,142	3,171	3,170
佐敷地域	624	660	701	719	722	709	732	712
知念地域	228	212	194	186	181	167	160	149
玉城地域	876	879	879	885	892	863	855	844
大里地域	1,129	1,147	1,227	1,307	1,389	1,403	1,424	1,465



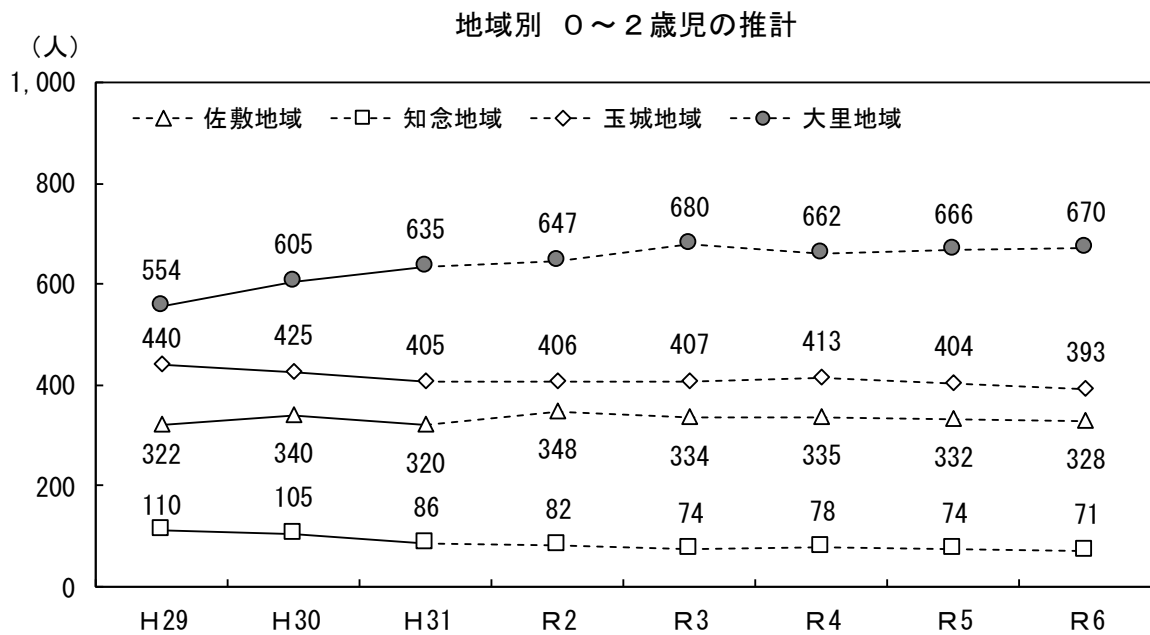
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

② 0～2歳児の推計

0～2歳児の人口を地域別に見ると、大里地域は各年増加で推移していますが、令和4年に一旦減少し、その後は微増で推移すると予測されます。玉城地域は、平成31年まで各年減少で推移していますが、その後は令和4年を境に微増から微減に転じると予測されます。佐敷地域は、増減を繰り返しながらも増加傾向で推移していますが、令和2年以降は微減傾向で推移すると予測されます。知念地域は各年減少で推移しており、令和2年以降も概ね微減で推移すると予測されます。

0～2歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,426	1,475	1,446	1,483	1,495	1,488	1,476	1,462
佐敷地域	322	340	320	348	334	335	332	328
知念地域	110	105	86	82	74	78	74	71
玉城地域	440	425	405	406	407	413	404	393
大里地域	554	605	635	647	680	662	666	670



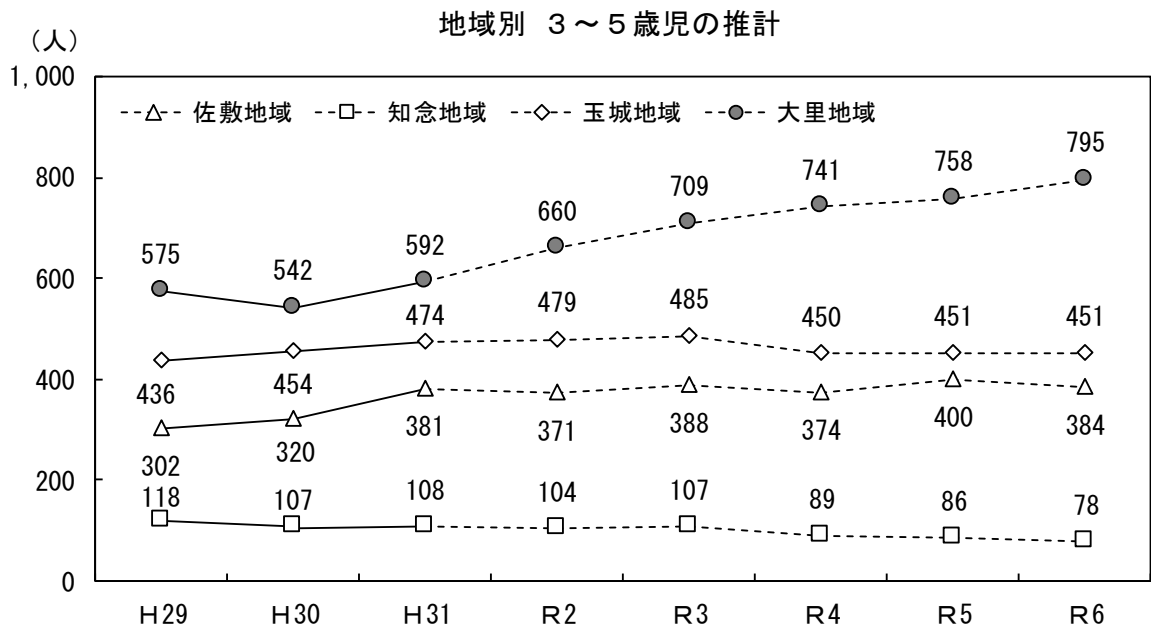
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

③ 3～5歳児の推計

3～5歳児の人口を地域別に見ると、大里地域は平成30年以降、各年増加で推移しており、令和2年以降も増加が続くと予測されます。玉城地域は、各年増加で推移しており、令和3年まで増加しますが令和4年で減少し、その後は横ばいで推移すると予測されます。佐敷地域は増減を繰り返しながらも増加傾向で推移しており、令和2年以降も同様の増加傾向で推移するものと予測されます。知念地域は増減しながらも減少傾向で推移しており、令和3以降は各年減少で推移すると予測されます。

3～5歳児	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,431	1,423	1,555	1,614	1,689	1,654	1,695	1,708
佐敷地域	302	320	381	371	388	374	400	384
知念地域	118	107	108	104	107	89	86	78
玉城地域	436	454	474	479	485	450	451	451
大里地域	575	542	592	660	709	741	758	795



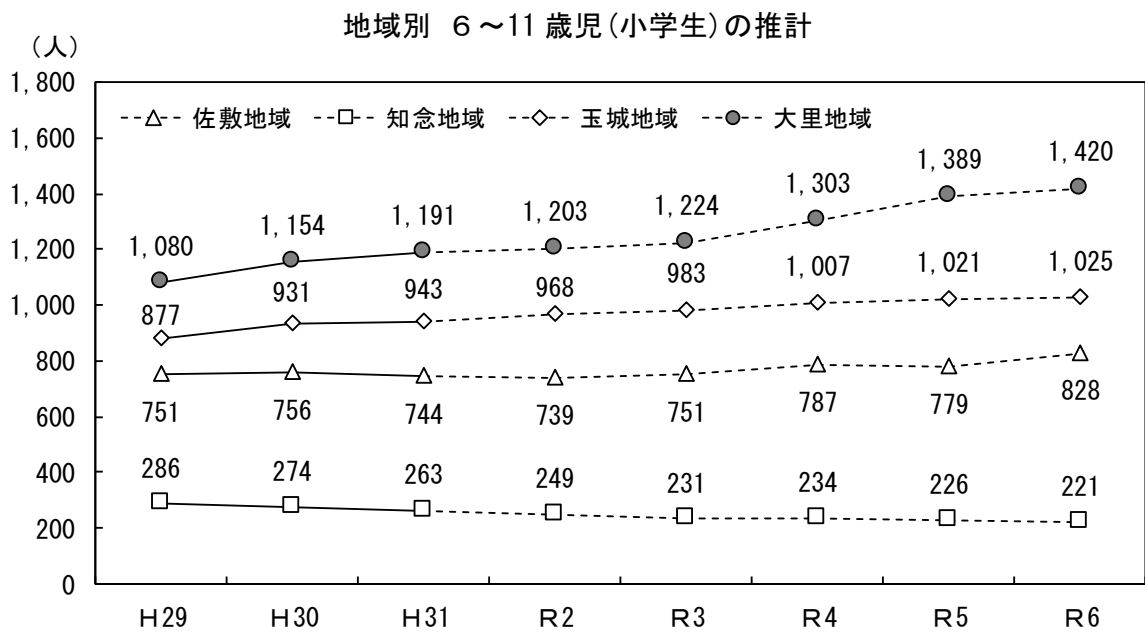
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

④ 6～11 歳児(小学生)の推計

6～11 歳児(小学生)の人口を地域別に見ると、大里地域と玉城地域は各年増加で推移しており、令和2年以降も増加が続くと予測されます。佐敷地域は、令和2年まで減少傾向で推移しますが、その後は増加傾向に転じるものと予測されます。知念地域は各年減少で推移しており、令和2年以降も概ね微減で推移すると予測されます。

小学生	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	2,994	3,115	3,141	3,159	3,189	3,331	3,415	3,494
佐敷地域	751	756	744	739	751	787	779	828
知念地域	286	274	263	249	231	234	226	221
玉城地域	877	931	943	968	983	1,007	1,021	1,025
大里地域	1,080	1,154	1,191	1,203	1,224	1,303	1,389	1,420



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

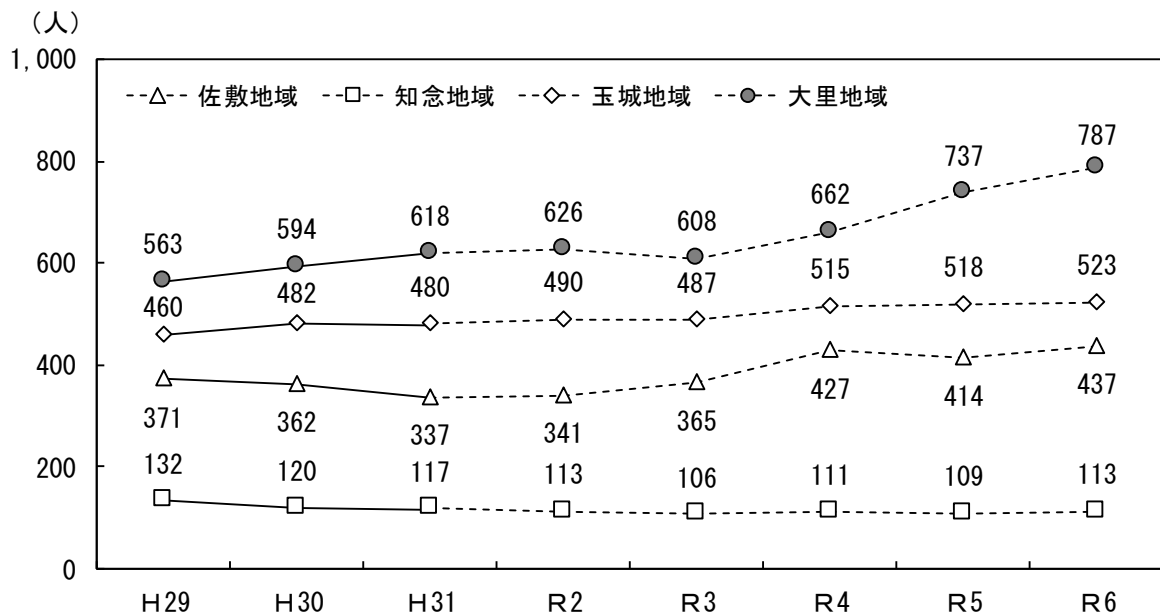
推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

⑤ 6～8歳児(小学校低学年)の推計

6～8歳児(小学校低学年)の人口を地域別に見ると、大里地域は各年増加で推移しており、令和2年以降では令和3年に一旦減少するものの、その後は急増すると予測されます。玉城地域は、増減しながらも増加傾向で推移しており、令和2年以降も概ね増加で推移すると予測されます。佐敷地域は各年減少で推移していますが、令和2年以降は増加に転じ、また令和4年以降は増減しながら微増加傾向で推移するものと予測されます。知念地域は各年減少で推移しており、令和2以降は増減しながらもほぼ横ばいで推移すると予測されます。

小学低学年	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
総数	1,526	1,558	1,552	1,570	1,566	1,715	1,778	1,860
佐敷地域	371	362	337	341	365	427	414	437
知念地域	132	120	117	113	106	111	109	113
玉城地域	460	482	480	490	487	515	518	523
大里地域	563	594	618	626	608	662	737	787

地域別 6～8歳児(小学校低学年)の推計



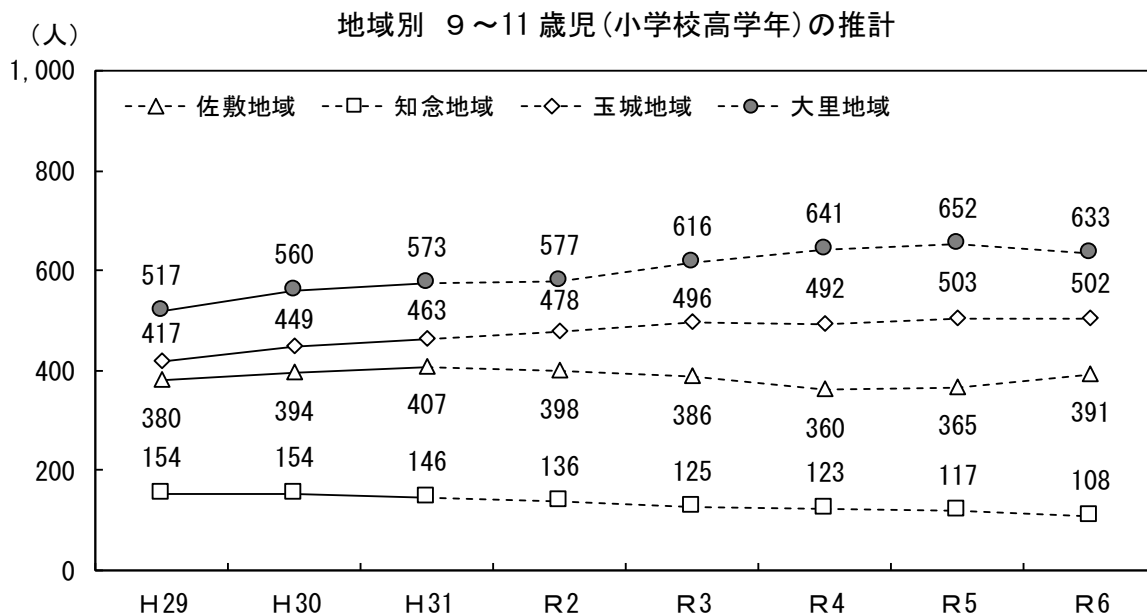
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

⑥ 9～11 歳児(小学校高学年)の推計

9～11 歳児（小学校高学年）の人口を地域別に見ると、大里地域は各年増加で推移しており、令和2年以降も増加を続けるものの、令和6年は減少に転じると予測されます。玉城地域も各年増加で推移しており、令和2年以降は増減しながらも概ね増加で推移すると予測されます。佐敷地域は各年増加で推移していますが、令和2年以降は減少、その後令和4年以降は増加に転じるものと予測されます。知念地域は概ね減少で推移しており、令和2以降は各年減少で推移すると予測されます。

小学高学年	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総数	1,468	1,557	1,589	1,589	1,623	1,616	1,637	1,634
佐敷地域	380	394	407	398	386	360	365	391
知念地域	154	154	146	136	125	123	117	108
玉城地域	417	449	463	478	496	492	503	502
大里地域	517	560	573	577	616	641	652	633



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計値：コーホート変化率法により算出（平成30年から平成31年の変化率を用いて推計）

2. 教育・保育施設や子育て支援事業等の状況

(1) 教育・保育施設等

① 教育・保育施設等の定員数の推移

市内の教育・保育施設等の定員数を見ると、平成 31 年度では、1 号認定は公立幼稚園や認定こども園の 605 人、2 号認定は認可保育園や認定こども園の 841 人、3 号認定認可保育園、認定こども園、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育による 896 人となっています。平成 26 年度以降の推移を見ると、1 号認定の定員はほぼ横ばいとなっていますが、2 号認定、3 号認定の定員は大きく増加しており、保育ニーズの上昇により受け皿の整備を進めてきたことがわかります。

(定員ベース)

単位：人

	平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
	1 号	2 号	3 号	計	1 号	2 号	3 号	計	1 号	2 号	3 号	計
公立幼稚園	595			595	560			560	560			560
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育園		600	590	1,190		611	617	1,228		687	691	1,378
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模保育			0	0			0	0			16	16
事業所内保育			0	0			0	0			19	19
家庭的保育			0	0			0	0			0	0
計	595	600	590	1,785	560	611	617	1,788	560	687	726	1,973
1号、2・3号別計	595	1,190		1,785	560	1,228		1,788	560	1,413		1,973

単位：人

	平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
	1 号	2 号	3 号	計	1 号	2 号	3 号	計	1 号	2 号	3 号	計
公立幼稚園	560			560	560			560	560			560
私立幼稚園	0			0	0			0	0			0
認可保育園		777	790	1,567		709	720	1,429		706	723	1,429
認定こども園	0	0	0	0	45	135	135	315	45	135	135	315
小規模保育			16	16			16	16			16	16
事業所内保育			19	19			19	19			19	19
家庭的保育			0	0			0	0			3	3
計	560	777	825	2,162	605	844	890	2,339	605	841	896	2,342
1号、2・3号別計	560	1,602		2,162	605	1,734		2,339	605	1,737		2,342

各年 4 月現在

(2) 幼稚園

① 公立幼稚園利用状況

公立幼稚園の利用状況を見ると、平成31年では市内の6園で定員560人に対し、372人が利用しています。6園中2園は5歳児のみの受け入れ、3園は4歳児からの受け入れ、久高幼稚園は3～5歳合同クラスで受け入れを行っています。

公立幼稚園新入園児、クラス数

単位：人、クラス

施設名	定員	利用園児数			クラス数				
		計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児
佐敷幼稚園	105	71		16	55	3		1	2
知念幼稚園	70	30		8	22	2		1	1
久高幼稚園	35	3	1	1	1	1	3、4、5歳合同クラス		
玉城幼稚園	210	156		46	110	6		2	4
大里北幼稚園	35	23			23	1			1
大里南幼稚園	105	89			89	3			3
総数	560	372	1	71	300	16			

平成31年4月現在

公立幼稚園利用の推移を見ると、利用園児数は増減があるものの、概ね横ばいで推移しています。

公立幼稚園利用園児数推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳児	3	0	2	1	1	1
4歳児	101	91	94	72	64	71
5歳児	334	334	326	320	301	300
計	438	425	422	393	366	372

各年度4月現在

①-1 午後の預かり保育の利用推移

公立幼稚園での午後の預かり保育の状況を見ると、平成 30 年度は利用園児の 68.6%が利用、31 年度は 76.1%が利用しており、預かり保育のニーズが大きく上昇していることがわかります。

公立幼稚園午後の預かり保育の利用推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園児数(人)	438	425	422	393	366	372
預かり人数(人)	217	276	283	271	251	283
預かり利用割合(%)	49.5	64.9	67.1	69.0	68.6	76.1

各年度 4 月現在

公立幼稚園年齢別の午後の預かり保育の利用状況

単位：人

施設名	定員			利用園児数				
	計	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計	3 歳児	4 歳児	5 歳児
久高幼稚園	1	0	0	1	1	0	0	1
知念幼稚園	40		混合	混合	24		5	19
佐敷幼稚園	60		〃	〃	44		7	37
玉城幼稚園	120		〃	〃	121		30	91
大里北幼稚園	20			20	20			20
大里南幼稚園	80			80	73			73
総 数	321				283	0	42	241

平成31年 4 月現在

(3) 保育施設等（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

① 申込者数の推移

保育施設等の申し込み状況を見ると、第1期計画開始年の平成27年度は1,570人であるのに対し、平成31年度では2,032人となっており、平成30年度・31年度は横ばい傾向にあるものの、増加で推移しています。0歳児は年度途中での入園希望が多くなるため、4月時点ではほかの年齢に比べて申し込みが少なくなっていますが、10月時点でみると4月時点より多い数で推移しています。

保育園等申込者数推移（4月）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	165	154	222	200	262	221
1歳	302	299	329	430	405	408
2歳	328	319	341	369	477	418
3歳	329	355	360	366	382	478
4歳	273	294	320	339	358	349
5歳	132	149	134	153	154	158
申込者数	1,529	1,570	1,706	1,857	2,038	2,032

各年4月1日現在

保育園等申込者数推移（10月）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳	251	264	323	323	326	344
1歳	314	315	338	443	409	447
2歳	337	336	341	375	478	438
3歳	328	361	365	379	380	495
4歳	275	293	321	338	352	353
5歳	133	139	133	153	153	158
申込者数	1,638	1,708	1,821	2,011	2,098	2,235

各年10月1日現在

②定員数の推移

保育施設等の定員を見ると、第1期計画開始年の平成27年度は1,228人であるのに対し、平成31年度では1,737人と増加しており、保育ニーズに対応するように整備に努めてきたことがわかります。

保育園等定員数推移（4月）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	166	172	194	222	249	253
1歳	206	215	252	290	310	311
2歳	218	230	280	313	331	332
3歳	244	251	283	324	342	342
4歳	251	252	278	315	347	344
5歳	105	108	126	138	155	155
定員数	1,190	1,228	1,413	1,602	1,734	1,737

各年4月1日現在

③利用人数の推移

保育施設等の利用人数について見ると、第1期計画開始年の平成27年度は1,351人であるのに対し、平成31年度では1,826人と増加しています。特に3歳児で増加数が大きくなっています。

保育園等利用人数推移（4月）

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	145	129	183	175	199	189
1歳	243	236	263	326	335	340
2歳	281	276	305	343	377	374
3歳	291	307	326	355	373	419
4歳	263	273	304	332	345	346
5歳	128	130	128	148	152	158
利用人数	1,351	1,351	1,509	1,679	1,781	1,826

各年4月1日現在（市内の保育園等に通う児童のみ）

④保育施設等定員と利用児童数の推移（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

保育施設等の利用人数は定員を上回る状況にあり、市ではほぼ毎年弾力化による受け入れを行っており、平成 28 年度以降は 105%前後の弾力化率となっております。平成 31 年度では 105%で推移しています。

保育施設等定員と利用児童数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
定員(人)	1,190	1,228	1,413	1,602	1,734	1,737
利用児童数(人)	1,351	1,351	1,509	1,679	1,781	1,826
弾力化率(%)	113.5	110.0	106.8	104.8	102.7	105.1

各年 4 月 1 日現在

⑤認可保育園一覧（平成31年4月1日現在）

認可保育園の整備状況を見ると、平成31年4月1日現在は18園の認可保育園があり、そのうち10園が5歳児保育を実施しています。

認可保育園別年齢別利用児童数

単位：人

保育園名	定員	利用児童数						
		計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1 めばえ保育園	90	94	8	17	18	18	18	15
2 めだか保育園	90	84	5	18	18	19	19	5
3 馬天保育園	90	99	6	18	18	20	19	18
4 さしき保育園	90	98	12	18	18	18	17	15
5 南城みなみ保育園	60	75	9	12	18	20	16	0
佐敷地域計	420	450	40	83	90	95	89	53
6 知念あさひ保育園	90	88	8	16	18	21	14	11
知念地域計	90	88	8	16	18	21	14	11
7 バンビ保育園	90	90	9	18	18	27	18	0
8 小羊保育園	100	113	12	24	24	30	23	0
9 以和貴保育園	90	87	9	16	23	28	11	0
10 どんぐり保育園	60	49	3	12	12	16	6	0
11 愛地友遊保育園	60	69	6	12	12	18	12	9
玉城地域計	400	408	39	82	89	119	70	9
12 愛護保育園	90	97	9	15	18	20	20	15
13 松の実保育園	90	94	9	16	19	20	24	6
14 おひさま保育園	60	59	6	12	12	15	14	0
15 木の国保育園	90	90	8	17	18	20	20	7
16 むぎの子共同保育園	69	67	8	12	12	12	12	11
17 おおざと保育園	60	76	9	13	12	26	16	0
18 輝咲保育園	60	75	7	12	18	20	18	0
大里地域計	519	558	56	97	109	133	124	39
総数	1,429	1,504	143	278	306	368	297	112

平成31年4月1日現在

⑥認定こども園一覧（平成31年4月1日現在）

市内の認定こども園は3園となっています。利用児童数は323人となっています。

認定こども園別年齢別利用児童数

単位：人

認定こども園名	認定区分	定員		利用児童数 ※市在住児							
				計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
船越認定こども園	1号	15		12					6	3	3
	2号	90	45	99	51				18	16	17
	3号		45		48	12	18	18			
あおぞらこども園	1号	15		13					3	4	6
	2号	90	45	95	49				18	16	15
	3号		45		46	15	15	16			
あおぞら第2こども園	1号	15		13					5	3	5
	2号	90	45	91	47				16	17	14
	3号		45		44	12	15	17			
合 計	1号	45		38		39	48	51	66	59	60
	2・3号	270		285							

平成31年4月1日現在

⑦地域型保育事業所一覧（平成31年4月1日現在）

地域型保育事業所は3カ所の整備となっています。

地域型保育事業所の年齢別利用児童数

単位：人

地域型保育事業所名	定員	利用児童数 ※市在住児			
		計	0歳児	1歳児	2歳児
キラキラ保育園 (小規模保育)	16	16	3	6	7
しのめnursery school (事業所内保育)	19	20	3	7	10
家庭的保育だから (家庭的保育)	3	3	1	1	1
合 計	38	39	7	14	18

平成31年4月1日現在

⑧ 4月時点と10月時点の保育施設等利用者の比較（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所等）

平成30年度の入園児童数は4月の1,781人から10月には1,823人へと42人増加しています。特に、0歳児は20人増、2歳児は23人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

令和元年度については、4月の1,826人から10月には1,882人へと56人増加しています。特に、0歳児は26人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

保育施設等年齢別利用児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月児童数	1,781	199	335	377	373	345	152
10月児童数	1,823	219	340	400	369	342	153
増加人数	42	20	5	23	▲4	▲3	1

平成30年度実績

保育施設等年齢別利用児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
4月児童数	1,826	189	340	374	419	346	158
10月児童数	1,882	215	355	381	428	345	158
増加人数	56	26	15	7	9	▲1	0

令和元年度実績

⑨待機児童数の推移

待機児童数を見ると、平成31年4月1日は145人であり、第1期計画初期の平成27年度と比べて、49人増加しています。年齢別に見ると、4月時点では1歳児、10月時点では0・1歳児が待機児童の多数を占めており、低年齢児の待機児童解消が課題となっております。

待機児童数推移（4月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	17	6	8	4	20	23
1歳	41	33	36	74	50	52
2歳	25	22	14	14	70	29
3歳	22	28	14	1	0	40
4歳	7	7	5	1	3	1
5歳						
待機児童数	112	96	77	94	143	145

各年4月1日現在

待機児童数推移（10月）

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	50	55	95	86	88	85
1歳	43	45	44	89	58	61
2歳	32	30	18	16	67	29
3歳	15	30	21	4	8	36
4歳	3	7	4	4	6	0
5歳						
待機児童数	143	167	182	199	227	211

各年10月1日現在

⑩ 4月時点と10月時点の待機児童数の比較

平成30年度の待機児童数は4月の143人から10月には227人へと84人増加しています。特に、0歳児では68人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

令和元年度の待機児童数は4月の145人から10月には211人へと66人増加しています。特に、0歳児では62人増であり、他の年齢と比べ非常に多いです。

保育施設等年齢別待機児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
4月児童数	143	20	50	70	0	3
10月児童数	227	88	58	67	8	6
増減	84	68	8	▲3	8	3

平成30年度実績

保育施設等年齢別待機児童数

単位：人

	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児
4月児童数	145	23	52	29	40	1
10月児童数	211	85	61	29	36	0
増減	66	62	9	0	▲4	▲1

令和元年度実績

⑪ 待機児童の保護者の就労状況

待機児童の保護者の就労状況をみると、平成30年では就労中が50.3%、求職中が21.0%となっています。その他の理由は28.7%です。

平成31年では就労中が36.6%と平成30年と比べると13.7ポイント減少しています。求職中は平成30年と比べると24.1%と3.1ポイント高く、その他の理由39.3%と10.6ポイント高くなっています。

待機児童の保護者の就労状況

単位：人、%

	就労中	求職中	その他 (出産・看護・災害等)	合計
人数	72	30	41	143
構成比	50.3	21.0	28.7	—

平成30年4月1日現在

待機児童の保護者の就労状況

単位：人、%

	就労中	求職中	その他 (出産・看護・災害等)	合計
人数	53	35	57	145
構成比	36.6	24.1	39.3	—

平成31年4月1日現在

(4) 教育・保育施設の利用比較（5歳児）

教育保育施設の利用について、第1期計画開始前の平成25年度と平成31年度を比較すると、5歳児については、平成25年度は公立幼稚園利用が67.3%でしたが、平成31年度では60.6%に減少しています。反対に、保育園利用の5歳児は、平成25年度は27.2%となっていますが、平成31年度では31.9%になっており、保育園での5歳児保育受け入れ園の増加に伴い、利用状況に変化が見られ始めています。

平成25年度と平成31年度の教育・保育施設の利用者比較

単位：人(%)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立幼稚園 1号認定	H25				4(0.9)	108(23.7)	334(67.3)	446(17.2)
	H31				1(0.2)	71(14.7)	300(60.6)	372(12.4)
保育園 2号・3号認定	H25	117(32.2)	229(56.5)	271(64.1)	292(64.7)	255(56.0)	135(27.2)	1,299(50.1)
	H31	189(40.2)	340(69.8)	374(76.6)	419(72.6)	346(71.6)	158(31.9)	1,826(60.8)
児童人口	H25	363	405	423	451	455	496	2,593
	H31	470	488	488	577	483	495	3,001

※平成25年4月、平成31年4月（%は年齢別の児童人口に占める割合）

(5) 地域子ども・子育て支援の状況

① 延長保育事業の利用状況

延長保育の利用について見ると、平成30年度は延べ12,020人が利用しており、平成29年度の11,660人から増加しています。

延長保育事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育	14,251	13,524	11,660	12,020

①-1 一時預かりの利用状況

保育園における一時預かりは、幼稚園型は平成29年度より減少していますが、一般型は平成29年度と比べると増加しています。

一時預かりの利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園型	55,035	58,277	68,520	54,820
一般型	2,596	1,920	1,000	3,825

①-2 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)については、平成 30 年度は市内で2カ所で実施されており、年間延べ4,416人の利用となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人

	年間利用延べ人数			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
めだか広場 (めだか保育園)	960	960	960	960
あおぞら広場 (あおぞら保育園内)	3,456	3,456	2,880	3,456
計	4,416	4,416	3,840	4,416

②病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、市では1カ所に委託して実施しています。年間延べ利用人数が、平成30年度では535人となっており、前年と比べると減少となっています。

病児・病後児保育事業の推移

単位：人

病児・病後児保育	年間利用延べ人数			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大里こどもクリニック (病児保育室 おおざとキッズ)	503	540	571	535

③ファミリーサポートセンター事業

③-1 会員数

ファミリーサポートセンターの会員数については、平成30年度では依頼会員が324人、サポート会員が103人、両方会員が24人であり、依頼会員に比べてサポート会員・両方会員が少ない状況となっています。

会員数の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員	228	258	297	324
サポート会員	85	97	103	103
両方会員	19	20	24	24

各年4月1日現在

④放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブについては、平成 26 年度の 12 カ所から平成 31 年度には 25 カ所へと増加しています。利用者数は、平成 26 年度の 507 人から平成 31 年度には 874 人となり、367 人分の受け入れ増となっています。

学年別に見ると低学年での利用が非常に多くなっており、特に近年は、2 年生の利用増が大きく、平成 31 年度には 1 年生と同程度の利用人数となっています。

放課後児童クラブの推移

単位：カ所、人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
クラブ数	12	14	15	19	22	25
利用児童数計 (未就学除く)	507	513	558	698	850	874
1 年生	213	215	221	238	294	285
2 年生	148	156	167	199	237	265
3 年生	83	99	115	138	156	167
4 年生	63	22	40	80	99	81
5 年生		18	7	22	55	48
6 年生		3	8	21	9	28

各年度 4 月現在

放課後児童クラブの年齢別利用児童数

単位：人

名称	地区 (小学校)	利用児童数						
		計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 しんざと学童	馬天	39	13	11	11	3	1	0
2 第2しんざと学童	佐敷・馬天	28	8	8	12	0	0	0
3 風の子学童クラブ	佐敷・馬天	31	18	0	13	0	0	0
4 第二風の子学童クラブ	佐敷・馬天	36	0	0	4	8	11	13
5 第三風の子学童クラブ	佐敷・馬天	32	0	32	0	0	0	0
6 のびるっ子学童クラブ	佐敷	22	11	3	7	1	0	0
7 木の国学童クラブ	大里南・大里北・船越	38	16	10	4	6	0	2
8 第2木の国学童クラブ	大里南・大里北・船越	36	12	11	7	5	1	0
9 第3木の国学童クラブ	大里南・大里北・船越	27	8	7	3	8	1	0
10 第4木の国学童クラブ	大里南	39	17	19	3	0	0	0
11 こどもの家みなみクラブ	大里南	43	18	0	20	0	5	0
12 こどもの家第2みなみクラブ	大里南	43	0	26	2	9	1	5
13 愛学童クラブ	大里南・大里北	40	20	18	2	0	0	0
14 第2愛学童クラブ	大里南・大里北	40	7	7	10	7	8	1
15 あおぞら学童クラブ	大里南・大里北	57	21	15	13	5	2	1
16 ゆかるっ子海学童	百名	31	11	9	3	4	3	1
17 ゆかるっ子空学童	玉城	39	13	15	2	6	2	1
18 ゆかるっ子星学童	玉城	43	14	11	15	0	3	0
19 なかよし学童クラブ	知念	29	1	0	14	8	5	1
20 第二なかよし学童クラブ	知念	43	18	24	1	0	0	0
21 のびるっ子学童クラブ	大里北	26	21	2	3	0	0	0
22 こどもの家船越クラブ	船越	33	10	9	5	2	5	2
23 こどもの家第2船越クラブ	船越	24	9	9	3	2	0	1
24 こどもの家第3船越クラブ	船越	36	12	13	9	2	0	0
25 なんじいキッズクラブ	全校区	19	7	6	1	5	0	0
総 数		874	285	265	167	81	48	28

平成31年4月現在

(6) 認可外保育施設

① 認可外保育施設の推移

市内の認可外保育施設は平成 31 年度で 3 となっており、市内からは平成 31 年度は 78 人が利用しています。平成 30 年度の 62 人と比べて利用は少し増加しています。

施設数・利用園児数推移

単位：カ所、人

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
施設数	3	3	3
利用園児数	88	62	78

各年度 4 月現在

② 認可外保育施設の状況

年齢別では 3 歳児が 33 人でもっとも多く、1 歳児も 20 人で多いです。0 歳児と 5 歳児の受け入れは 0 人となっています。

認可外保育施設別年齢別利用児童数

単位：人

施設名	地区 (字名)	定員	利用児童数						
			計	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
しのめ nursery school II (3 歳児以上)	大城	21	20	0	0	1	14	5	0
新開保育園	新開	43	35	0	12	4	12	7	0
成田ベビーセンター	高平	25	23	0	8	6	7	2	0
総 数		89	78	0	20	11	33	14	0

平成31年 4 月1日現在

(7) その他

① 児童館の推移

市内には児童館が7カ所整備されています。年間の利用者数は平成30年度は延べ90,965人あります。

	平成29年度	平成30年度
児童館数	7	7
延べ利用児童数	119,950	90,965

①-1 児童館の利用状況

名称	地区(学校)	平成29年度	平成30年度
ひまわり児童館	佐敷	14,621	13,333
シュガー児童館	佐敷	32,566	17,606
仲村渠児童館	玉城	5,696	6,677
大里南児童館	大里	16,229	15,337
大里北児童館	大里	13,453	9,706
大里中央児童館	大里	14,595	15,189
知念児童館	知念	22,790	13,117
総数		119,950	90,965

3. ニーズ調査結果より

(1) 調査の概要

①調査の目的

令和元年度に策定する「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするため、就学前の教育・保育施設等の利用や小学生の放課後児童クラブなどのニーズ及び子育て家庭の実態を把握するために本調査を実施した。

②調査の対象者

市内に在住する就学前児童と小学生（1～6年生）の保護者を調査対象とした2種類の調査を実施した。

就学前児童保護者調査は2,500件、小学生保護者調査も同様に2,500件に配布した。

③調査方法

就学前児童保護者調査 …………… 郵送による発送・回収

小学生保護者調査（1年～6年生） …………… 郵送による発送・回収

④調査期間

平成31年2月～3月（就学前、小学生ともに2月26日～3月15日）

⑤回収率

	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者調査	2,500件	906件	36.2%
小学生保護者調査	2,500件	847件	33.9%

(2) 就学前・小学生共通

(2)-1 子育て家庭の状況

① 兄弟の状況

●就学前では2人、小学生では3人が最も高い。2番目に、就学前で1人、小学生では2人が高い。

●就学前児童では、大里地域で1人っ子が比較的高い。

兄弟の数を見ると、就学前児童では、「2人」の34.7%が最も高く、次いで「1人」の26.7%、「3人」の24.2%となっている。小学生では「3人」が38.1%で最も高く、「2人」が30.8%と次いでいる。

地域別に見ると、就学前児童では大里地域で「1人」が32.4%と唯一30%を超えており、「3人」が2割未満と低くなっている。小学生では、「3人」が全地域で30%台を占めている。また、「2人」という回答は、知念地域以外で30%台を占めている。

② 世帯の状況

●核家族世帯が圧倒的に多く、就学前では佐敷地域と大里地域で高い。小学生では佐敷地域で母子世帯がやや高くなっている。

世帯構成について見ると、「核家族世帯」が就学前児童は81.9%、小学生は71.4%となっており、多くの家庭が核家族であることがわかる。また、「母子世帯」は就学前児童の3.5%、小学生では8.4%となっている。

世帯構成を地域別に見ると、就学前児童では、大里地域と佐敷地域で「核家族世帯」が高くなっている。小学生では、佐敷地域の「母子世帯」が比較的高い。「3世代世帯」は就学前児童・小学生ともに知念地域で高くなっている。

③ 日頃お子さんを見てもらえる方

●多くの家庭が祖父母・親族の支援を受けられるが、10%程度は見てもらえる人がいない。

お子さんを見てもらえる方について尋ねたところ、祖父母や親族等が「緊急時や用事の際」あるいは「日常的に」見てもらえるという回答が大半を占めているものの、お子さんを見てもらえる方が「いずれもない」という回答が就学前児童で9.8%、小学生では11.9%ある。

④相談できる人・場所の有無、孤独感

●相談相手が「いない」人では、子育てで孤立を感じている割合が高い。

気軽に相談できる人がいる・場所があるという回答が 90%を超えているが、その一方で、「相談できる人がいない(場所がない)」という人は就学前児童保護者で 3.5%、小学生保護者では 5.7%いる。

子育てなどでの“孤独感”については、就学前児童保護者の 27.9%、小学生保護者の 16.6%が感じている。

世帯構成別で見ると、小学生のひとり親世帯の方で、“孤独感”を感じる割合が高くなっていることがわかる。

相談先の有無別に見ると、「相談できる人がいる」という回答では、“孤独感あり”が 26.4%であるのに対し、「相談できる人がいない」では、65.6%と6割半ばを占めている。さらに「(孤独感を)よく感じる」も「相談できる人はいない」で 15.6%となっており、相談先の有無と子育ての孤独感で関係性が見られる。

⑤相談先・相談内容

●相談先は身近な人が大半であるが、悩み事は専門的な内容が多くなっている。

相談先としては、祖父母や友人・知人といった身近な人をあげる回答が大半を占めている。しかし、相談内容では子どもの発達や栄養・教育などの専門的なことも高くなっており、身近な人だけではなく専門的な人や機関による相談や情報提供などの充実も必要と思われる。

⑥行政に望む子育て支援の内容

●経済的負担軽減や子どもと楽しめる場の整備を求める声が最も高い。

「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」(64.8%)という経済的負担軽減を望む声と、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(62.9%)が特に高くなっている。また、「公園を増やして欲しい」が 52.0%あり、3番目に高い。

(2)-2 母親の就労について

①母親の現在の就労状況・就労希望

●母親の就労率(85.2%)・就労希望率(92.8%)は前回調査時点より上昇している。

就学前児童の母親の就労状況を見ると、フルタイムで就労している母親は就学前児童保護者で58.9%(小学生保護者は55.4%)、パート・アルバイト等が26.3%(小中学校生保護者は32.1%)であり、就労している母親が就学前児童保護者の85.2%(小学生保護者は87.5%)を占めている。また、就労希望率は92.8%(小学生保護者は92.1%)となっている。第一期計画策定時のニーズ調査(前回調査)では、母親の就労率は就学前児童保護者で76.2%(小学生保護者は78.4%)、就労希望率は85.2%(小学生保護者は84.8%)であり、女性の就労率や就労希望率は前回は上回っている。また、フルタイムでの就労割合が前回調査では就学前、小学生ともに46.1%であったが、今回は58.9%(小学生保護者は55.4%)と大きく上昇している。

母親の就労率上昇は、共働き家庭の増加となり、保育ニーズの上昇にも直結する。児童人口が急減していなければ、前回調査時点と比べて、量の見込みは上がるものと推察される。

※母親の就労希望率=(「現在就労している母親数」+「現在未就労で“今すぐにも働きたい”と回答した母親数)÷有効回答者の母親数で算出

②現在就労していない母親の就労希望

●すぐにでも働きたいという母親は54.8%。

就労していない母親のうち、すぐにでも働きたいと考えている割合は、就学前児童保護者で54.8%、小学生保護者の37.8%となっている。特に就学前児童保護者では就労したい割合が高く、保育園入園希望の「潜在的ニーズ」として量の見込みを算出する際に考慮する必要がある。

(3) 就学前児童の調査結果より

(3)-1 教育・保育サービスの利用について

①教育・保育のサービスの利用の有無

●2歳以上の子どもの9割前後が教育・保育施設等を利用している。

就学前の教育・保育サービス利用は73.0%であり、1歳児では4割半ば、2歳児以上は8割を超える利用率となっている。また、認可外保育施設利用者を除いた教育・保育施設の就園率は3歳児で74.2%、4歳児で83.5%、5歳児で92.4%となっており、3～5歳児全体では83.4%となる。

②利用している教育・保育サービスの状況

●「認可保育園」の利用率が最も高い。

「認可保育園」の利用が57.2%で圧倒的に高くなっている。これに次いで多いのは「公立幼稚園」の15.0%、「認定こども園」の12.9%となっている。「認可外の保育施設」の利用は8.9%となっているが、認可外の保育施設利用者の中には認可保育園を待機となって利用している人も多く、こういった対象者も潜在的な保育ニーズとして捉える必要がある。

③教育・保育サービスを利用していない理由

●「空きがない」ために教育・保育施設等を利用していない割合は44.6%。

保育・教育のサービスに空きがないために利用していない、つまり、“潜在的も含めての待機児童”となっている割合は44.6%であった。子どもの年齢別では1歳児から4歳児でこの回答が高い。特に3歳児では73.7%を占める。

“空きがない”を地域別にみると、玉城地域が49.0%で、その他の地域に比べやや高い。

④教育・保育のサービスの利用希望

●「認可保育園」を望む声が非常に高い。居住地の近くの施設利用希望が高い。

教育・保育サービスの利用希望では、「認可保育園」を望む声が73.5%で圧倒的に高くなっている。また、「公立幼稚園」が32.1%であるほか、「認定こども園」が29.1%となっている。

現在、利用している教育・保育サービスを今後も希望する人が概ね80%以上となっているが、現在「認可外の保育施設」を利用している人で今後も認可外を希望する割合は22.0%と低く、「認可保育園」(83.1%)を希望する割合が非常に高くなっている。

また、利用したい場所と居住地区との関係を見ると、居住している地区内での教育・保育サービス利用希望が4つの地域ともに90%前後となっており、住まいから近いところに預けたいという声が高いことがわかる。

⑤教育・保育サービスを選ぶときに重視すること

●居住地に近い場所を選びたいという声が、全地域とも非常に高い。

教育・保育サービスを選ぶ際に重視することは、「居住地に近い場所」が最も高く 80.5%を占めている。そのほか、「保育士、先生、職員の対応」が 67.5%、「教育・保育の方針や内容」が 58.9%と続いている。これら3項目が特に高い。

教育・保育施設を選ぶポイントとして「居住地の近く」が利用先の希望や園選びで重視することとして多く挙げられており、供給体制の整備においてもこの点を踏まえ、各地域の児童人口等を踏まえて提供区域ごとの施設等整備を図る必要がある。

⑥公立幼稚園の複数年保育の利用希望

●5歳から通わせたいが 26.4%、複数年保育の希望は 33.6%となっている。

公立幼稚園の複数年保育希望については、「5歳から通わせたい」が 26.4%で最も高くなっているが、「3歳から」(19.9%)と「4歳から」(13.7%)を合わせた複数年保育の希望は 33.6%となっている。

地域別では、知念・大里・玉城地域で「5歳から通わせたい」が 30%前後あり、佐敷地域は「保育園等を利用する(幼稚園は利用しない)」が 27.7%と他地域より高い。公立幼稚園の3歳からの利用希望は、各地域とも 20%前後となっており、どの地区でも一定程度のニーズが見られる。

⑦公立幼稚園を複数年保育で利用する際の条件について

●「土曜日の受け入れ」や「毎日給食にして欲しい」などの声があった。

公立幼稚園を複数年保育で利用する際の条件等について尋ねた。「土曜日の受け入れ」、「毎日給食にして欲しい」、「19時までの延長を希望」の3つが特に多くあった。

(3)-2 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用

①土曜日・日曜日の利用希望

●土日の利用希望も一定程度見られる。

土曜日は 71.5%、日曜・祝日は 25.4%が教育保育施設を利用したいと回答している。土曜日のほか、日曜・祝日の利用希望も少なくない。なお、土曜日の毎週利用希望は 27.7%、日曜日の毎週利用希望は 2.6%であった。

②幼稚園の長期休暇期間の教育・保育サービスの利用希望

●夏休み等の長期休暇期間も教育・保育サービスの利用が望まれている。

幼稚園の夏休みなど長期休暇期間における施設の利用希望は、「ほぼ毎日利用したい」が 58.0%を占めている。

(3)-3 地域子育て支援センターについて

①地域子育て支援センターの利用状況、利用希望

●現在の利用率は5%程度で低いが、今後の利用希望は28.5%ある。

地域子育て支援センターの現在の利用者は5.1%であり、現在利用していないが今後利用したい割合は28.5%で、約3割となっている。その中で、0歳児から3歳児が20%台後半となっている。

②地域子育て支援センターで利用したい内容

●一時預かりや交流の場の提供などの希望が比較的高い。

地域子育て支援センターで利用が望まれている内容は、「一時預かり」(46.5%)と「常設の子育て親子の交流の場の提供」(45.9%)が特に高い。また、「病児保育」(40.3%)、「子育てに関する相談」(39.0%)、「地域の子育て関連の情報」と「保育園や幼稚園の入園・利用に関する相談」がともに37.1%で比較的高い。子どもの年齢別にみると、0・1歳児といった低年齢児では、親子の交流の場や子育てに関する相談、地域の子育て関連の情報などを望む声が高く、1・2歳児は保育園や幼稚園の入園に関する相談や一時預かり、4～6歳児では「一時預かり」や「病児保育」の声が高い傾向にある。

(3)-4 病児・病後児保育について

①病児・病後児保育の利用希望

●病児保育の利用希望は36.7%ある。

病児・病後児保育の利用希望は36.7%となっている。1年間で利用したい日数については、「5日以内」が50.9%を占めている。

(3)-5 一時預かりについて

①一時預かりの利用意向

●一時預かりの利用希望は33.8%であり、1歳児で比較的高い。

一時預かりを「利用したい」という声は33.8%を占めており、年齢別では1歳児(45.3%)が唯一4割台と高くなっている。利用目的では、「私用やリフレッシュ目的」が67.3%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院」も61.1%と高く、リフレッシュや様々な用事を済ませるために求められている。

(3)-6 育児休業等について

①育児休業の取得状況・取得しなかった理由

●母親全体の中では約半数以上が育休を取得。父親の取得は僅かである。

育児休業を取得した割合は、母親全体の中では55.6%、父親では3.7%となっている。また、当時就労していた人を母数として算出した“育児休業取得率”は、母親で81.5%、父親では3.9%となる。全国値(2018年度)は母親82.2%、父親6.2%であり、わずかながら全国値より下回っている。

育児休業を取得していない理由としては、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が33.6%、「職場に育児休業の制度がなかった」が27.4%で高い。

②育児休業の期間について（母親）

●保育園入園できるタイミングを考慮しながら、希望する育休期間を早めるなどしている。

育児休業は、子どもが1歳になるまで取得したいという希望が81.2%で圧倒的に高い。

育児休業を希望通りの期間取得できたという回答は38.9%となっている。「希望より早く復帰した」が53.8%で5割を超えている。希望より早く復帰した理由は、「希望する保育園に入るため」が67.4%で大半を占めている。

また、希望より遅く復帰した理由でも「希望する保育園に入れなかったため」が82.6%で圧倒的に高く、育休の復帰時期を早めたり遅くしたりしている大きな理由には、“保育園入園”が影響していることがわかる。

③仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組み

●子どもの病気やけがの時に休暇を取れる職場環境などが求められている。

仕事と子育ての両立のため必要な企業の取り組みとしては、「子どもが病気やけがの時などに休暇を取れる環境」が66.4%で最も高い。また「妊娠中、育児期間中の勤務を軽減する」(54.0%)、「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深める教育を行う」(47.5%)が比較的高くなっている。

仕事と子育てを両立しやすい職場環境とともに、職場の理解が求められており、安心して働きそして子育てもできるように、企業への啓発及び企業と連携した取り組みも必要である。

(4) 小学生児童の調査結果より

(4)-1 就学援助について

① 就学援助の周知度と利用

●就学援助は大半の方が知っている。また、1割が就学援助を利用している。

就学援助については、91.6%と大半が「知っている」と答えている。就学援助の利用状況については「利用している」が10.5%となっている。

② 就学援助を利用していない理由

●「必要ないため」が圧倒的に高い。

就学援助を利用していない理由は「申請していない(必要ないため)」が64.8%で最も高く、次いで「必要であるが、申請条件を満たしていない」が19.4%となっている。

(4)-2 放課後の過ごし方について

① 放課後の過ごし方

●子どもの放課後の過ごし方では、やや地域差が見られる。

小学生の放課後の過ごし方では、「自宅」(50.3%)が非常に高く、ほか、「習い事」(39.4%)、「放課後児童クラブ」(30.9%)、「部活・クラブ活動」(26.3%)が高くなっている。

年齢別に見ると、「自宅」は3年生以上で5割を超えており、「習い事」は3年生から5年生まで40%程度を占めている。また、「放課後児童クラブ」は1年生と2年生で50%台と高くなっているが、学年が上がるとともに割合が減少し、5年生では10.9%、6年生では5.2%となる。

地域別に見ると、「習い事」は、大里地域で43.7%と最も高く、また知念地域(40.3%)、玉城地域(39.8%)も約4割を占めているが、佐敷地域はやや低く32.7%となっている。「部活・クラブ活動」は知念地域(32.8%)と玉城地域(30.1%)が比較的高く、「放課後児童クラブ」は知念地域と大里地域で若干高い。そのほか、「祖父母宅や友人・知人宅」(26.9%)、「学校の校内・校庭で過ごす」(22.4%)が知念地域で、「児童館」は佐敷地域で高くなっている。このように、放課後の過ごし方では、地域差がやや見受けられる。

●子どもの放課後の過ごし方では、「習い事」を望む声が比較的高い。

希望する放課後の過ごし方では、「自宅」(38.5%)よりも「習い事」(42.1%)の方が高くなっている。また「習い事」は、1年生から6年生まで高くなっており、5・6年生のみ「自宅」の割合が習い事を上回っている。「部活・クラブ活動」は4年生から40%を超えており、「放課後児童クラブ」は1・2年生で5割近くにのぼっている。地域別で見ると、知念地域では、「自宅」(47.8%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(23.9%)、「放課後児童クラブ」(34.3%)が他の地域より高くなっている。そのほか、「習い事」では大里地域(47.3%)と玉城地域(43.8%)が他の地域より高くなっている。

(4)-3 放課後児童クラブ(学童保育)の利用について

①放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況と利用希望

●低学年では3～6割程度、高学年でも2割～3割の利用希望が見られる。

放課後児童クラブの利用率は30.7%であり、学年別に見ると1年生が56.3%、2年生が51.8%、3年生が27.5%と、学年が上がるとともに利用割合は減少している。

今後の利用希望率は40.3%となっている。学年別では、1年生が68.4%、2年生が62.0%、3年生が32.7%であり、現在の利用率を大きく上回っている。

また、4年生以降の高学年では、利用率は5～22%程度にとどまっているが、今後の利用希望率は15～30%程度あり、現在の利用を上回るニーズが見受けられる。

②小学校区別に見る放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況と利用希望

●利用希望率が40%を超えている小学校区がみられる。

放課後児童クラブの利用率を小学校区別に見ると、知念小学校区が40.0%で最も高く、そのほか船越小学校区、大里南小学校区が34.0%で高い。今後の利用希望率では、知念・久高・玉城・船越・大里北小学校区が40%を超えており高くなっている。

③放課後児童クラブ(学童保育)の利用料金

●10,000円未満を望む声が8割半ば。利用料が高いと感じる人では5,000円未満が約8割。

放課後児童クラブ(学童保育)を利用していない理由の中には、「利用料金がかかる(高いから)」が24.9%あり、利用していない人の2割半ばを占めている。

放課後児童クラブの利用料金の希望額としては、「5,000円以上10,000円未満」が49.9%で最も高い。これに次いで「5,000円未満」の35.2%となっている。これらを合わせると10,000円未満を望む声が85.1%となっている。

また、利用料金がかかる(高い)ことを理由に放課後児童クラブを利用していない人の声としては、「5,000円未満」が78.7%で8割近くを占めており、全体に比べてより低額が求められていることがわかる。

④放課後児童クラブ(学童保育)の利用を希望する理由

●「保護者が共働きのため」、「長期休暇中に子どもの面倒を見ることができないため」、「友達と過ごさせたいため」と答えた方が6割～7割。

放課後児童クラブを利用希望する理由を尋ねたところ、「保護者が共働きのため」が73.3%で最も高いほか、「長期休暇中(夏休み等)に子どもの面倒を見ることができないため」(67.2%)や「友達と過ごさせたいため」(64.2%)がこれに続いて高くなっている。また、「遊びや休息等ができる環境を保障したいため」(56.9%)も比較的高い。

(4)-4 児童館の利用について

①児童館の利用状況

●児童館の利用率は、小学校区で大きな差が見られる。

現在、児童館を利用している割合は27.0%であり、4年生が34.3%と最も高く、この学年をピークに上昇から減少へと転じている。最も利用が低いのは1年生で22.2%となっている。

利用率は、小学校区別で大きな差が見られ、玉城小学校区(1.9%)や船越小学校区(2.9%)の利用率が極端に低い。

②児童館を利用していない理由

●「児童館が近くにないから」が33.0%となっている。小学校別では地域差が見られる

児童館を利用していない理由では、「利用する必要があるから」が33.5%、「児童館が近くにないから」が33.0%を占めている。小学校区別で見ると、「児童館が近くにないから」は船越小学校区が79.6%、久高小学校区が71.4%と高いほか、玉城小学校区でも58.7%と6割近くを占めている。

(5) 自由回答のまとめ

①就学前児童保護者調査結果より

自由回答への記入は248件あった。回収数は906件であり、自由回答への記入率は27.3%となっている。記述式の回答は手間がかかることから、回答者には子育て支援分野への不満や困りごとなど切実な事情を抱えている人が非常に多いとともに、改善への期待が込められていると捉えられる。

保育関連の自由記述内容のみを抜き出して、全体的な傾向をまとめた。

傾向としては、

- ・待機児童の解消、保育園施設を増やしてほしい（教育・保育の無償化よりも）
- ・保育士の確保、待遇面を含む労働環境の改善
- ・求職中の保育園利用
- ・育児休業復帰のタイミングと保育の開始時期
- ・一時的な預かりができる施設の拡充
- ・こども医療費助成対象年齢を中学生までに拡充
- ・土曜日、用事等で保育園に預けたいが、保育園側から家庭保育の依頼があり預けにくい

このような声が多くあった。

特に待機児童関係については多くの意見があり、近くの希望園に入れなかったり、兄弟別々の園に通わざるを得ない声も多くあった。また、仕事をしたいが保育園に入れないうえに就労できないといった声も多数あった。

「認可保育園に入れず、認可外保育施設を探したが、認可外保育施設も少ない」「一時預かりの利用を検討しても、施設が少ない、空きがない」などの声があり、このような点を踏まえて第2期計画を検討する必要がある。

また、保育士の確保についての声も多く、労働環境や待遇面などを改善し、子どもを受け入れる充実した体制を図ることも喫緊の課題である。

その他、地域ごとの特徴としては、佐敷地域や知念地域では、土曜日の預かり保育の利用を控えられようと言われることや公園の整備についての意見が目立ち、玉城地域と大里地域では、待機児童対策のため保育園の整備を求める声が多かった。また、玉城地域では児童館の整備を求める声、大里地域では、幼稚園の複数年保育の希望などがみられた。

②小学生保護者調査結果より

自由回答への記入は226件あった。回収数は847件であり、自由回答への記入率は26.6%となっている。

自由回答の中から、全体的な傾向をまとめた。

傾向としては、

- ・こども医療費助成対象年齢の拡充（中学卒業までの声が多い）
- ・公園をつくってほしい。整備してほしい
- ・放課後児童クラブや児童館の拡充
- ・放課後、子どもが安全に遊べる場所の確保
- ・長期休暇中（夏休み等）に子どもを預ってくれる場所がほしい
- ・通学路の整備（安全確保）

このような声が多くあった。

小学生保護者では、子どもが地域の中で安全に遊べる場所を望む声が多く、公園の整備のほか、子どもの居場所として児童館や公民館の活用が求められており、特に放課後過ごす場所の確保にニーズが見られる。その中では「安全」や「楽しめる（学べる）」ことが重視されており、“見守り”や“指導者”の確保・配置も望まれている。

その他、こども医療費助成対象年齢の拡充も意見が多く、特に中学卒業まで広げてほしいという声が多かった。

上記の意見以外を地域ごとに見ると、佐敷地域では、給食費の無料や学童利用料の補助など経済的な支援を求める声があった。知念地域では、長期休暇中に預ってくれる場所といった声があった。玉城地域では児童館や公園の整備への要望、通学路の整備といったハード面への要望が目立つほか、発達障がい児に対する支援充実も見られた。

大里地域では、放課後児童クラブや図書館の充実などが見られた。

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 教育・保育事業や子育て支援体制の整備

(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充【担当課：子育て支援課】

- ・ 保育士不足により、年間を通して0歳児の受け入れが出来ない園が多数発生しており、年度途中で児童を預かれない状況にある。

② 保育所における5歳児保育の拡充【担当課：子育て支援課】

- ・ 5歳児クラスの増設を園とヒアリングにより要請。
- 5歳児の約7割が公立幼稚園を希望しており、5歳児保育を実施している保育園でも半分以上の児童が幼稚園を希望する園もある。保育士不足により、5歳児受け入れが難しい状況もある。

③ 公立幼稚園の複数年保育の推進【担当課：教育指導課】

- ・ 大里北幼稚園と大里南幼稚園の統廃合による大里地域の4歳児保育の整備を図ることや、3歳児保育の導入を検討している。
- ・ 令和2年度より市内2園において、3歳児保育導入を行う。
- ・ 大里北幼稚園と大里南幼稚園を統廃合し、令和4年度の開園に向けて計画を進めている。
- ・ 公立幼稚園を共働き家庭の保育ニーズ対応や3～5歳児の幼児教育保育の場とすることを検討するため、庁内検討委員会を設置。検討により公立幼稚園を認定こども園に移行する方向で議論を進めている。

④ 公立幼稚園における一時預かり事業の充実【担当課：教育指導課】

- ・ 家庭において保育を受けることが困難な幼稚園児を、幼稚園教育時間終了後も引き続き幼稚園施設において預かり保育を実施。
- ・ 玉城幼稚園と大里南幼稚園にて土曜日の受け入れも実施している。
- 預かり保育の教諭確保が困難である。

- ・ =現状
- =課題

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①地域子ども・子育て支援事業の推進【担当課：子育て支援課】

- ・地域子ども・子育て支援事業(時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、その他)を実施している。
- ・放課後児童健全育成事業は市内小学校内施設8校を整備済。
- ・利用者支援事業(令和元年度実施・特定型)として保育コンシェルジュを配置している。

(3) 子どもの居場所づくり

①放課後子ども総合プランの推進

①-1 学童クラブの充実

(指導員の確保や資質向上)【担当課：子育て支援課】

- ・放課後児童支援員等資質向上研修事業により指導員のスキルアップ、資質向上が図られた。

(開所時間延長支援事業)【担当課：子育て支援課】

- ・放課後児童健全育成事業(長時間開所加算対象時間)にて18時を超えて開園する場合に学童クラブへ補助を行なう。
- ・全学童クラブで実施済み

(指導、連携の強化)【担当課：子育て支援課】

- ・連絡協議会(月例)へ参加し、国・県からの情報伝達や助言を行ったほか、連携の強化が図られた。

①-2 放課後子供教室の充実【担当課：生涯学習課】

- ・未実施

①-3 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進【担当課：子育て支援課、生涯学習課】

- ・モデル校実施に向けて、生涯学習課と数回会議を行なったが現在、空き教室がない状態の為、未実施である。
- 教育指導課との情報共有の強化

- ・ = 現状
- = 課題

②地域における居場所の確保、充実

②-1 児童館の充実【担当課：子育て支援課】

- ・子どもたちが安全で楽しく過ごせるように設備の充実を図った。
- ・放課後の児童生徒の居場所として市内に7つの児童館があり、児童生徒が安全に過ごせるように児童厚生員を配置している。
- 午前中などの取り組みについて利活用を図る必要がある。

②-2 多様な居場所の確保【担当課：子育て支援課、教育指導課】

【担当課：子育て支援課】

- ・子どもの居場所事業として、市内の民間団体と連携しながら、居場所をつくっている。
- ・各地域での居場所の充実が必要。
- 発達障害など支援を要する児童の利用も増加傾向にあるため、対応に苦慮している。

【担当課：教育指導課】

- ・貧困及び生活困窮世帯の児童生徒で貧困対策支援員が居場所利用が必要と判断されたら繋ぎ、居場所にて食事提供や学習支援等を行う。
- 生活困窮世帯という縛りがあるため、他に必要な児童生徒の繋ぎが難しい状況。

②-3 児童館の増設及び活動の充実【担当課：子育て支援課】

- ・毎月イベントを開催し、活動の充実を図った。
- ・イベントを通して、子ども達の交流が図られた。
- ・平成29年度に船越区と意見交換を実施。意見交換での区民からの新設要望が確認できた。
- イベントの内容が親子向けではなく子ども向けに限定されているので、親子教室の開催実績がない。
- 未整備地区(玉城小区・船越小区)への新設に向けた諸取組みの実施。

- ・ =現状
- =課題

点検 2. 教育・保育事業等における質の確保と向上

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方【担当課：子育て支援課、教育指導課】

- ・市内では平成 30 年度から法人 3 保育園が認定こども園に移行し、教育・保育の提供を行っている。
- ・公立幼稚園では、預かり保育の利用率が 80%あり、共働きに対応した保育機能が求められている。
- ・公立幼稚園を共働き家庭の保育ニーズ対応や 3～5 歳児の幼児教育保育の場とすることを検討するため、庁内検討委員会を設置。検討により公立幼稚園を認定こども園に移行する方向で議論が進められている。

② 保育の質の確保

②-1 教育・保育事業にかかわる職員の資質向上【担当課：子育て支援課、教育指導課】

【担当課：子育て支援課】

- ・平成 29 年 4 月に南城市保育園運営連絡協議会を設置し、幼稚園・保育園等の幼児教育関係部署の職員を対象に、有識者による研修会・講演会を実施。平成 29、30 年度に講演会を 2 回ずつ開催。平成 30 年度は研修会も開催。

【担当課：教育指導課】

- ・南城市幼稚園教諭研修会を平成 28 年度より実施（公開保育、保育研究会）
- ・そのほか、外部研修への参加などを行っている。
- ・平成 30 年度から、保育園の職員も保育参観や保育研究会に参加している。保幼こ職員が幼児教育について共に考える機会は意義深い。令和元年度の実施では、小学校教諭の参加があった。
- 幼小の連携を図る必要がある。

②-2 就学前教育・保育カリキュラムの作成【担当課：教育指導課、子育て支援課】

【担当課：教育指導課】

- ・平成 27 年度接続期カリキュラムの作成。南城市学びの基礎力育成事業からモデル版を発行。各幼稚園や小学校へ提案・提示する。
- ・平成 28 年度より市内幼稚園・小学校へ接続期カリキュラムの作成と提出を義務づける。幼稚園はアプローチカリキュラム、小学校はスタートカリキュラムを作成する。
- ・接続期カリキュラムの検証のため、小学校 1 年生のスタート期の授業参観を実施。南城市内の保幼こ小の参加者があり、成果があった。
- ・校長を中心に幼稚園の生活や就学前の幼児の育ちを小学校へ繋げるために、幼稚園の保育を参観してカリキュラムの作成に役立てている。
- ・保育園は今まで市(校区内幼稚園のアプローチカリキュラム)に準じたカリキュラムを採用していたが、基本は市モデルを崩さずに本園独自のアプローチカリキュラムを作成している保育園があり意識の高さを感じる。
- 接続期カリキュラム(スタートカリキュラム)を各小学校に提出してもらっているが、カリキュラムと言うより、学習時間割表的な感じがする。
- 接続期カリキュラム(アプローチカリキュラム)に関しては、各園が毎年見直しをする必要がある。

【担当課：子育て支援課】

- ・保育所保育指針に基づいて、全体的な計画、年齢別に年案、月案、週案、個別計画を作成し養護と教育が一体となって保育を進めていった。
- 保育の振り返りの時間がなかなか取れない。

②-3 教育・保育に関する評価の実施【担当課：教育指導課、子育て支援課】

【担当課：教育指導課】

- ・幼稚園では、年 2 回～ 3 回実施。園独自で行う。
- ・幼稚園において園の評価は、保護者にかえしている。園にとっても教育効果をあげている。幼稚園教諭が気付かないところを、保護者の視点から指摘をしてもらうことで改善している。
- 評価項目の全体的に弱い点が示された。「主体的・対話的・深い学び」の部分が弱い。

【担当課：子育て支援課】

- ・法人保育園は、「保育所保育指針」において保育の計画及び評価に保育士等と保育園の自己評価が努力義務となっており、園によってはホームページへの公開も行っている。
- 市内全園での自己評価状況を確認し、全園で実施されるように図る必要がある。

②-4 指導監督の実施【担当課：子育て支援課、教育指導課】

【担当課：子育て支援課】

- ・ 法人保育園は県が許認可であり、県が指導監督を行っている。
- ・ 地域型保育事業は市が指導監督を行う。
- 監査を実施するにあたり専門的な知見を要することと、市内認可園が 24 園あり今後も増加する見込みがあるため、現在の職員体制では対応が困難。

【担当課：教育指導課】

- ・ 公立幼稚園については、学校教育法、幼稚園運営管理規則等関係法令等に基づき、適正な運営を図る。

③保幼小連携の推進

③-1 保育・教育機関の連携強化【担当課：教育指導課、子育て支援課】

【担当課：教育指導課】

- ・ 平成 25 年度から 27 年度までの間、県学びの基礎力育成支援授業を受ける。
- ・ 学びの基礎育成支援アドバイザーの配置（大里南幼稚園へに配置）
- ・ 小学校教諭の合同研修会の開始
- ・ 小学校区内の幼児、児童の交流
- ・ アドバイザーによる保育や教育の巡回指導。
- ・ 家庭との連携。保幼小連携だよりの発行等。
- ・ 平成 25 年度からの積み重ねがあり、各校区で自主的に教師の合同研修を実施している所もある。大里地区(南小学校・北小学校)においては毎年、保育園の公開保育を実施しワークショップをして、各校種間の違い等を理解するようになり教師間の質の向上にもつながっている。
- 形式的で、イベント的になりがちである。
- 開催要項を主催者側だけに任せてしまっている。
- 振返りは必要不可欠である。つい流されてしまいがちである。

【担当課：子育て支援課】

- ・ 保幼小連携合同研修会の実施。
- ・ 保幼小連携年間計画を作成し、保幼小合同研修会や幼児、児童間の交流活動を通して互いの教育に対する理解を深めることができた。
- 各地区での取り組みは、浸透している地区とまだ十分でない地区がある。

- ・ = 現状
- = 課題

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な接続【担当課：教育指導課、子育て支援課】

【担当課：教育指導課】

- ・平成 25 年度から 27 年度までの間、県学びの基礎力育成支援授業を受ける。
- ・学びの基礎育成支援アドバイザーの配置。（大里南幼稚園に配置）
- ・小学校教諭の合同研修会の開始。
- ・アドバイザーによる保育や教育の巡回指導。
- ・南城市保幼小連携授業研究会の実施。
- 形式的で、イベント的になりがちである。
- 開催要項を主催者側だけに任せてしまっている。
- 振り返りは必要不可欠である。つい流されてしまいがちである。

【担当課：子育て支援課】

- ・全職員で保育の振り返りをして、発達や学びの確認をする。環境や援助は適切なものになっているかなど週案の見直しを常に意識しながら保育実践を行っていた。
- ・南城市内の幼児教育に携わる保育士、教諭がひとつになり、より質の高い幼児教育を求めて共に研修を行っている。
- ・幼稚園と保育園の保育の仕方に多少違うことはあっても子どもの発達を捉えどう子ども達に関わり育てていくかなど今後も情報交換、合同勉強会の強化が必要である。
- ・お互いに指導計画案を見直しながら計画、実践、課題の工夫が大事だとの再確認ができた。
- ・保幼小の職員を知る事でコミュニケーションが図られ連携がとりやすくなった。
- ・5歳児保育を行っている園のみの参加だったのが、徐々に4歳児までの保育園も参加するようになった。
- 保育園や認定こども園の公開保育を、各地区で計画し、より一層の交流会の研修を深めていきたい。（佐敷地区の保幼小連携がうまくできてないのが残念である。）

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携【担当課：子育て支援課】

- ・地域型保育事業所 2 園（小規模保育 1 園、事業所内保育 1 園）共に、平成 29 年度に 3 歳児受け入れに関する連携協定を市内法人保育園と締結した。
- 2園の受け入れ先を確保するのも多くの時間を要したため、今後小規模保育事業所の増園を行うようであれば、連携先の確保は急務である。

(2) 人材の確保の推進

① 保育士の確保【担当課：子育て支援課】

- ・ 令和元年度に南城市法人保育園立園長会、沖縄県保育士・保育所総合支援センターと市で連携し、保育士就職説明会を実施。
- ・ 保育従事者確保のための研修については、沖縄県が実施している子育て支援員研修を活用。
- 就職説明会：希望者数が想定より少ない。開催時期や周知方法の見直しが必要。
- 研修会：県の実施している事業は研修完了が12月末から1月末頃になるため、支援員として施設に配置できる時期が遅い。

② 幼稚園教諭の確保【担当課：教育指導課】

- ・ 令和元年度より、クラス担任の任期付き採用枠を設け対応している。
- ・ 募集時期を早めるほか、広報だけでなく専門学校や大学など広く募集を行っている。
- ・ 処遇について近隣市町の動向を注視し、良い人材を確保できるよう努めている。
- ・ 賃金が近隣市町より低かった為賃金改正を実施した。
- 年度途中の教諭確保が困難である。

③ 放課後の居場所における人材確保

③-1 放課後児童支援員の確保【担当課：子育て支援課】

- ・ 県及び関係機関が開催する研修会等への参加
- ・ 指導員資質向上を図るための研修会の実施

③-2 地域人材の確保【担当課：子育て支援課、生涯学習課】

【担当課：子育て支援課】

- ・ 放課後子供教室が未実施の為、実績無し。
- 放課後子供教室の実施に向けた諸取組み。

④ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保【担当課：子育て支援課、社会福祉協議会（事業委託先）】

【担当課：子育て支援課】

- ・ サポーター養成講座の実施
- ・ ファミリーサポートセンター事業の周知
- サポーター養成講座の受講生確保に向けた取組み

- ・ =現状
- =課題

点検3. 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 集い、交流による子育て支援の充実

① 地域での子育てネットワークの構築【担当課：子育て支援課】

- ・ 健康増進課が実施する乳幼児の健診に養育訪問支援員が出向き、子育てに関する相談や支援について助言等を実施した。
- ・ 窓口や電話での子育てに関する問い合わせに対しても、必要に応じて訪問を実施し、適切な支援ができるよう関係機関と情報共有を図った。

② 地域子育て支援センターの充実【担当課：子育て支援課】

- ・ 確保方策(4カ所)→実績(3カ所) 達成率75%
- 未整備地区(知念)の充実

③ サークル育成の推進【担当課：子育て支援課】

- ・ シュガー児童館で活動を行っている母親クラブが、円滑に活動を行えるようにイベントの開催や活動に必要な物品製作の支援を行った。
- 児童厚生員の経験や能力によって、支援内容に差が出てしまうため、どの児童館で活動を行っても同様の支援が受けられるように児童厚生員の技能向上を図る必要がある。

④ 子育てサロンの支援【担当課：子育て支援課】

- ・ 社会福祉協議会は子育てサロン未実施
- ・ 知念児童館で個人が行っている子育てサロンに対し、イベントの開催等の支援を行った。
- 現在、子育てサロンが開催されているのは知念児童館のみなので、市内児童館残り6館においても同様の活動が出来るように、物品の充実や児童厚生員の質の向上等、体制を整える必要がある。

(2) 相談、情報提供の充実

① 相談機能の充実

①-1 関係機関等による各種相談の充実【担当課：子育て支援課、教育指導課】

【担当課：子育て支援課】

- ・ 子育てに係る相談については、地域子育て支援センターのほか、各保育園、幼稚園等の現場でも実施。
- ・ 家庭児童相談員や養育相談員、心理相談員なども配置している。
- ・ 学校、教育委員会、健康増進課など、子どもに関連する各課においては、それぞれの専門分野の相談を行っている。
- 各課の連携により情報を共有してたらい回しのない相談が必要。

【担当課：教育指導課】

- ・ 市内4地域にスクールソーシャルワーカー(S S W)を1名配置し情報共有、関係機関との連携。
- ・ ケース会議の実施
- ・ 学校訪問
- ・ S S Wを介して、学校・保護者の困り感の改善につながった。
- ・ 庁舎内の各機関と連携し、児童生徒の背景の見取りができ改善につながった。
- ・ 学校との連携でお互いの事情を共有し助言をすることができた。
- 個人情報保護のため十分な情報共有ができない事があり、学校も現状を把握できないことがあった。
- 保護者が介入を拒む場合の、連携のありかた。
- 会議は不定期で、対象者の現状や関わり方の十分な共通理解はできていない。

①-2 利用者支援事業の実施【担当課：子育て支援課】

- ・ 令和元年度より子育て支援課に利用者支援員1名を配置。窓口での保護者対応や乳幼児検診会場での保育施設の情報提供などを行っている。
- ・ 専門的な知見を有する人材を配置することにより、保護者に適切な支援を提供し保育サービスの向上に繋がった。
- 専門的な知見を有する職員(有資格者)の確保が困難。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

市ホームページ・広報紙での子育て情報の提供の推進【担当課：子育て支援課】

- ・ 保育園や幼稚園の募集案内や各園の入園状況、保育に関する各種補助事業について市ホームページや広報なんじょう、デジタルサイネージ、FMなんじょうにて周知案内を行った。
- 発信した情報が必要としている方々全てには伝わっていない。

子育て支援ガイドの発行【担当課：子育て支援課】

- ・ 子育て支援ガイドや子育て支援ガイド簡易版を発行している。
- 庁舎内での設置となっているので、庁舎外にも設置することが必要。

②-2 関係機関との連携による情報の提供【担当課：子育て支援課、教育指導課】

【担当課：子育て支援課】

- ・ 関係機関からの情報を、教育委員会、子育て支援課、健康増進課等の担当部署にてとりまとめ、冊子、広報、ホームページ等を活用し発信している。
- ・ 保育コンシェルジュが母子保健事業に入るなど、関係課の事業において子育てに関する情報提供も行っている。
- 児童の年齢や状況により関わる機関が異なるため、利用者は多くの情報の中から必要な情報を選ばないといけない。

【担当課：教育指導課】

- ・ 平成 30 年度に市教育委員会ホームページを作成しており、その中で幼稚園の情報発信をする計画中である。
- ・ 市防災メールを活用して、各幼稚園より保護者へ情報発信を実施している。
- 防災メールを受信するために必要なアドレス登録者が全員でないため、登録の周知について課題が残る。

②-3 母子保健との連携による相談・情報提供【担当課：健康増進課、子育て支援課】

【担当課：子育て支援課】

- ・ 健康増進課保健師と月 1 回の情報共有会議を定期的実施。
- ・ 情報共有により切れ目のない支援に努めることができている
- ・ 利用支援員が母子保健事業に関わるなど、関係課の事業において子育てに関する情報提供も行っている。
- 健診会場で教育・保育施設やサービスについての相談の場を設置することができなかった。

・ =現状
● =課題

②-4 気軽に入手できる情報提供の検討【担当課：子育て支援課】

・未実施。（子育て情報チラシ等を多くの人が訪れる場所に置くなど、子育て情報を気軽に入手できる提供方法を検討することが掲げられていた）

(3) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

①安全な妊娠、出産、育児への支援

①-1 母子健康手帳の交付及び活用の促進【担当課：健康増進課】

・妊婦に対して「母子健康手帳」を交付し、同時に妊婦健康診査(14回)、マタニティ教室の案内、新生児訪問、2カ月児訪問など産前産後を通して母子保健事業の周知を行っている。
●妊娠届出を20週以降にする妊婦もあり、妊娠届出を早めることへの周知を実施していく必要がある。

①-2 妊婦健康診査の推進【担当課：健康増進課】

・14回分の妊婦健康診査受診券を発行し週数に応じた受診を促す。

①-3 超音波検査の推進【担当課：健康増進課】

・妊娠40週の間14回の妊婦健康診査を実施し、うち8回超音波検査を実施している。
・公費で8回実施しているため、妊婦負担は少なくなっている。

①-4 ハイリスク妊産婦継続支援の推進【担当課：健康増進課】

・母子健康手帳交付時問診票や医療機関からの子育て支援地域連絡票からハイリスク妊婦を把握し産前産後必要に応じて継続的に支援している。

①-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進【担当課：健康増進課】

・生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭すべてを対象に訪問を実施。訪問実施者は助産師、保健師、母子保健推進員。子育てに関する情報の提供並びに乳児およびその保護者の心身の状況および養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じている。
・訪問することで、母たちが子どもの発育発達を確認でき、子育てに関する相談や情報が得られ、育児不安や悩みの解消につながっている。

- ・ =現状
- =課題

①-6 妊産婦・新生児訪問指導の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 出産後助産師による訪問指導。
- ・ 子どもへの授乳や抱っこの方法、入浴や清潔、環境などについて助言し子どもの健やかな成長を支援する。また発育状況や体重増加についての確認。
- ・ 産後の母の乳房ケア、心身の状況など確認。育児において協力者の有無の確認。
- ・ 保健師・栄養士による2カ月児訪問を紹介することで、継続して母子の状況やその世帯の育児のサポート体制を確認することができる。

①-7 ブックスタート事業の推進【担当課：健康増進課→生涯学習課】

- ・ ブックスタートについて知らなかった保護者に周知ができた。
- 読み聞かせのボランティアが足りないため、健診に来た全員には周知できなかった。

①-8 母子保健推進員活動の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 母子保健推進員が行っている、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)から得た家庭での問題、情報を共有し、保健師と連携しながら支援を継続し切れ目のない支援を目指す。各種母子保健サービスの紹介及びその積極的活用について啓発活動を行い、母子保健事業の推進を図っている。
- ・ 市の広報誌を通して、母子保健推進員の活動内容等を紹介し、訪問への理解を周知した。
- 母子保健推進員がいない地区がある。

①-9 子育て中の保護者の健康管理の充実【担当課：健康増進課】

- ・ 母子保健事業実施時に20代・30代若者健康診査への受診勧奨を実施している。
- 20代・30代の若者の受診者が少ない。

②子どもの健康支援

②-1 2カ月児訪問の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 生後2カ月～3カ月児を対象に保健師・栄養士による訪問指導等を行い、子どもの体重増加の確認や生活リズムの確立のための実態把握や、腹ばいの勧めなど必要な助言を行い、健康の維持増進を図る。

②-2 4カ月児・10カ月児健康診査の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 医師の診察による心身の異常の早期発見に加え、4カ月児・10カ月児健診時に保護者へその月齢に応じた成長発達を支えていけるよう発達や栄養について一緒に学習を行い、健康の保持増進を図る。
- 10カ月健康診査は、4カ月健康診査と比べて受診率が下がるため、未受診理由等状況把握する必要がある。

②-3 1歳6カ月児健康診査の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 医師の診察による心身の異常の早期発見に加え、1歳6カ月児の保護者へ年齢に応じた成長発達を支えていけるよう、発達や栄養について一緒に学習を行い、健康の保持・増進を図る。
- ・ 発達が気になる保護者には心理士による発達相談につなげている。
- ・ 受診率は年々上昇しており、国の健やか親子21の中間目標値を達成した。

②-4 3歳児健康診査の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 医師の診察による心身の異常の早期発見に加え、3歳児の保護者へ年齢に応じた成長発達を支えていけるよう発達や栄養について一緒に学習を行い、健康の保持増進を図る。
- ・ 発達が気になる保護者には心理士による発達相談につなげている。

②-5 7カ月児・1歳児・2歳健康相談【担当課：健康増進課】

- ・ 7カ月児・2歳児の成長発達を支えていけるよう保護者と一緒にその時期に応じた発達や栄養の学習を行い、健康の保持増進を図る。
- ・ 7カ月児健康相談は集団学習の後で個別相談を実施し、2歳児健康相談は個別で実施している。
- ・ 1歳児健康相談は平成29年度で事業を終了。
- ・ 2歳児相談で発達が気になる子に対して発達相談につなげることができている。

②-6 予防接種の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 予防接種について、乳幼児健診及び健康相談、2カ月訪問時に広く周知を図っている。
- ・ 母子手帳交付時、予防接種スケジュールを保護者で簡単に管理できるよう、母子モ(母子手帳アプリ)登録を積極的に促している。
- ・ DT(二種混合)が53.6%と県下でも低い。
- ・ MR(麻しん・風しん予防接種)は集団感染予防である目標95%以上を達成している。
- ・ 複数回接種が必要な予防接種は、低下傾向を示している
- 時期を逃さず計画通りスムーズに接種できるようにする。
- 特に接種率の低いものについてあらゆる場を通し周知拡大していく。

- ・ = 現状
- = 課題

②-7 マタニティー教室の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 母子手帳交付時に教室の案内を行う。また妊娠前期対象者（～26週）や若年者等への通知や声かけを行い学習の場へ参加を促す。
- ・ 妊娠中予防できることを中心に妊婦健診の結果の見方、妊娠期における適正な体重管理のためのバランス食、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病予防について学習を行う。
- ・ 参加者同士の交流する場面が見られ、種々の情報交換が行えている。
- 参加者が少ない。

②-8 発達相談の推進【担当課：健康増進課、子育て支援課】

【担当課：健康増進課】

- ・ 1歳6カ月児健診、3歳児健診に心理士を配置し、発達が気になる子の相談を実施。
- ・ 随時、発達が気になる子への相談があれば発達相談につなげる。
- ・ 健診以外でも2～3回／月、個別相談を設定し実施。
- ・ 心理士の助言により、親子通園や病院受診につながったり、継続して発達相談を実施できている。保育園とも連携がとれており、継続した支援ができています。

【担当課：子育て支援課】

- ・ 週2回は、子育て支援課へ心理士を配置し、発達に関する相談業務を行う。
- 年々相談件数が増加している。

②-9 事故予防に関する知識の普及促進【担当課：健康増進課】

- ・ 乳幼児健診及び健康相談時に事故予防に関する配布用パンフレットを会場内に設置、広く周知を図っている。
- ・ 母子手帳交付時やこんにちは赤ちゃん訪問の際に資料配布し事故予防に関する知識の普及を図っている。

②-10 子ども医療費助成の推進【担当課：市民課】

- ・ 子ども医療費の助成は、通院は未就学児、入院は中学生までを対象として実施している。
- ・ 平成30年10月から実施の未就学児童への現物給付により、経済的な負担の軽減が図られた。
- ・ 各届出の際に同時に案内することによって、申請もれをほぼ防ぐことができています。
- 手続きをされない方が少数いる。

③食育の推進

③-1 食育の指導の推進【担当課：健康増進課】

- ・ 小児生活習慣病予防健診の結果説明会や、乳幼児健康診査・健康相談の場で発育段階にあわせた食について個別相談を充実させた。
- ・ 継続した保護者との食の学習を通して、子どもだけでなく親自身の食を考える場ともなり、家族の食習慣に変化があらわれている。
- ・ 食生活改善推進員との連携による幼稚園児と保護者対象の弁当作りも継続実施している。
- ・ 保育園や学校などにおいてもそれぞれの取り組みとして食育を行っている。
- 離乳食の進み具合が遅かったり、野菜の摂取量が少ない(特に朝食にない)等、その時期にあった食の量が少ない場合がある。

③-2 食育についての連携強化【担当課：健康増進課、産業振興課、教育総務課】

【担当課：健康増進課】

- ・ 小児生活習慣病予防健診及び結果説明会の開催にあたり、教育委員会との調整、個別の結果説明会については保護者と連絡を取り実施した。
- ・ 幼稚園の弁当作り日程・内容について各幼稚園との調整を行った。
- ・ 小児生活習慣病予防健診の受診率は50%以上と高く、受診後は本人と保護者対象に個別で結果説明会を実施。市内中学生の約半数の家族と直接会え、子どもの頃から自分の生活習慣を考えるよい機会となっている。

【担当課：産業振興課】

- ・ 農協でじゃがいも収穫体験を行い収穫したじゃがいもでカレーパーティーを行った。また、黒糖造りや野菜植え付け体験も行った。
- 一昨年度、農業青年クラブが主催で保育園児がオクラ収穫体験を行った。
- ・ 子ども達が農業体験を行うことで農業や食育に対する理解を深めた。
- 全地域で行っていないので今後、どのような収穫体験など行うか、また、どのように周知をするか。

【担当課：教育総務課】

- ・ 小学校8校、中学校1校の各学級において、年1回実施。
- ・ 食の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図ることができた。
- 中学校で実施できてない学校がある。

- ・ = 現状
- = 課題

③-3 給食における農作物の地産地消の促進【担当課：教育総務課】

- ・ 市内のもずく、きゅうり、ニラ、冬瓜、キャベツ等に関しては出来るだけ給食の献立に取り込んで、学校で食育授業で活用した。
- ・ 食育授業でも児童生徒に市内の地場産物の事を伝え、興味を持ってもらい、食材を通して食の大切さを伝えた。
- 業者さんに給食センターの方へ農産物を配達してもらおうが、市場では県産と表示がされている事が多く南城市の物か分からないことがあり市内産の安定供給が出来ない。

④ 思春期保健対策の充実

④-1 思春期保健事業の推進【担当課：教育指導課】

- ・ 令和元年度 助産婦：中学校1校 L G B T関連：小中各1校 計2校
- ・ 平成29年度 性について中学校1校
- ・ 外部人材の講話は、職員による授業や講話より視野が広く、実践的で説得力があり効果的である。
- 学校の実態に任せており、実践が偏っていたり、市としての特別な支援や指導が少ない。
- 事前調整や時間確保が困難なため学校の授業で対応しているケースが多い。

④-2 あかちゃんふれあい体験の推進【担当課：教育指導課】

- ・ 市内5中学校で実施し25の園が受け入れ。
- ・ 実施後の園からのアンケートを取りまとめ。
- ・ キャリア教育コーディネーターを主に市内5中学校の受け入れ事業所を一本化。
- ・ 教員の業務改善と生徒への細やかな事前が実施できた。（マナー指導・目的確認）
- ・ 対応した園からは肯定的なアンケート回答が多かった。（園の先生以上に園児がなついた、生徒のがんばりが刺激になったなど）
- ・ 生徒アンケートから、体験が効果的な学びになっていることが伺えた。
- 配慮を要する生徒の事前情報の共有ができずうまく関われなかった生徒がいた。
- 中学生のみでなく、保護者や大人にも取り組みの効果を理解し協力してもらおう。
- 保育園体験学習は一部の体験で、すべての生徒が体験できていない。

④-3 禁煙指導の推進【担当課：教育指導課】

- ・ 県からの薬物乱用にかかるポスターや公文書を学校へ周知（令和元年度6件）
- ・ ポスター等の掲示は学校の外部講師による講話や授業などに関連付き身近な現実の課題として聞き入れることができた。
- 禁煙や電子タバコの台頭で、児童生徒の喫煙は以前に比べ大幅に減り他の課題が目立ってきている。

- ・ = 現状
- = 課題

点検 4. 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 児童・家庭相談に応じる窓口機能の強化【担当課：子育て支援課】

- ・ 家庭児童相談員、女性相談員、養育訪問支援員を継続的に配置し、相談体制を安定させ各関係機関との連携体制を構築。
- ・ 家庭児童相談員 2 名、女性相談員 1 名、養育訪問支援員 1 名を配置
- ・ 各相談員と関係機関が密に連絡調整を行い、支援につなげている。
- 相談件数が増加傾向かつ生活課題が多様化し、相談員 1 名あたりの負担が大きくなっている。

② 南城市要保護児童対策地域協議会の推進【担当課：子育て支援課】

- ・ 要保護児童対策地域協議会による要保護児童に関する協議（代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催。）
- ・ 関係機関で情報共有と支援に対する役割分担を行い、継続的に支援を行っている。

③ 児童虐待防止講演会の推進【担当課：子育て支援課】

- ・ 毎年 1 回児童虐待防止に関する講演会を外部講師を招き開催。
- ・ 市民のみでなく、保育園、教育機関等からも参加があった。

④ 児童虐待防止に関する教員研修の推進【担当課：教育指導課】

- 公文での周知や手引きの送付、管理職についての研修等はあるが、教職員までは至っていない。
- 他研修や行事が多く、教職員の時間が確保できないのが現状。

⑤ 養育支援訪問事業の実施【担当課：子育て支援課】

- ・ 養育支援訪問員を配置し、家庭訪問による育児・養育指導や相談等を行う。
- ・ 健康増進課の保健師等と連携し、家庭訪問による相談や助言指導を実施。
- ・ 健康増進課の保健師や健診会場での声掛け、子育て支援課窓口や関係機関と連携し、育児に不安のある世帯等に対して、育児についての悩みを一緒に考え解決を図るように進めている。
- 生活課題の多様化により、支援が長期化することがある。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

① 児童扶養手当の推進【担当課：子育て支援課】

- ・ 父母の離婚などにより、父(母)と生活を共にできない児童の父(母)にかわって児童を養育している人に対し、児童の福祉増進を図るために支給される。
- ・ 「児童扶養手当法」の一部改正により、令和元年 11 月分の児童扶養手当から支払回数が見直しされ、2 カ月分ずつ年 6 回(奇数月)払いとなった。
- 支払い回数が増えたことで、受給者の住所異動、税情報のチェックが増えるため、慎重に処理を行わないといけない。
- 事実婚の通報も増えていることから、引き続き受給者の情報把握に努め、適正な支給認定を行う。

② ひとり親家庭への就業・起業に関する情報提供の推進【担当課：子育て支援課】

- ・ 児童扶養手当の現況届け時や通常窓口でのチラシ設置やポスター掲示。
- ・ 対象世帯の来庁時に制度の案内。
- チラシやポスター掲示以外の周知方法。

③ ひとり親世帯への家事支援の推進【担当課：子育て支援課】

- ・ 母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立を促進するために必要な事由や疾病等の理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭に家庭生活支援員を派遣し、対象家庭の生活の安定を図る。
- ・ 申請は市で行い、県にて決定後、名簿登録される。
- ・ 南城市名簿登録者数は 27 名(令和元年 10 月現在)。

④ 母子・父子家庭等医療費助成の推進【担当課：子育て支援課】

- ・ ひとり親世帯等に対し医療費の一部を助成することにより、母子及び父子家庭等の生活の安定と自立支援。また、ひとり親、当該児童の心身共に健やかな育成を図る。
- すべての医療機関が自動償還払いを導入しているわけではないので、未導入の医療機関で受診した場合は、手続きが必要となる。
- 制度の内容を知らない受給者もいる。

- ・ =現状
- =課題

⑤母子寡婦福祉会への支援の推進【担当課：子育て支援課】

- ・母子寡婦福祉会の活動内容やイベントの案内等を児童扶養手当の現況時期に掲示し、対象世帯にむけて周知を図った。
- ・母子寡婦福祉会主催のイベントの後援を行い、チラシ配布や会場提供を行った。
- 父子世帯を対象とした周知

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①障がい児保育の推進【担当課：子育て支援課】

- ・各保育園で障がい児保育を実施。加配保育士の配置により園の担当保育士の負担軽減と児童の心身の発達を促すことに繋がっている。
- 加配を必要とする児童が年々増加し、各園で加配保育士の確保に苦慮している。

②特別児童扶養手当の推進【担当課：子育て支援課】

- ・身体に障害がある児童について、特別児童扶養手当を支給することで、生活の豊かさの増進を支援することを目的とし、児童が20歳になるまで、障害の等級に応じて一定の金額を保護者もしくは養育者に支払う。
- 毎年行われる所得状況届の所得確認の際に紙ベースで全受給者および配偶者、扶養義務者の所得を記入しているが、誤りや記入漏れがあるので、見直しの作業が必要である。

③特別支援教育就学奨励費の推進【担当課：教育指導課】

- ・特別支援学級へ就学する小・中学生の保護者へ経済的負担を軽減するため、就学のため必要な経費について一部を援助している。
- 学用品費等について、購入した証明となる領収書やレシートが必要となるが、それらを破棄してしまう方が多く、必要な援助ができていない部分もある。

④特別支援教育コーディネーターの充実【担当課：教育指導課】

- ・特別支援を要する児童・生徒の適切な就学先の決定を行うため、特別支援コーディネーターを配置。
- ・教育相談で保護者からの相談を受け、次年度の特別支援に関する就学先決定のため、学校、保護者、心理士、関係機関と調整を行う。
- ・また、特別支援教育支援員配置の決定や、教職員等への助言を行う。
- 年々、特別支援を要する児童生徒が増加しており、支援委員会に係る事務処理に追われてしまい、各学校へ出向き教職員からの相談を受け、助言を行う時間がない。

⑤南城市教育支援委員会による支援の実施【担当課：教育指導課】

- 学校や保護者より相談があった場合に、助言等を行っているが、きめ細やかな対応のためには、体制強化が必要である。

⑥巡回指導の充実【担当課：子育て支援課】

- ・認可保育園、認可外保育園、放課後児童クラブ、親子通園へ心理士が巡回を行い、児童や保育の状況を確認・指導する。
- 巡回は各施設からの要請に応じて実施しているため、施設ごとの巡回回数にばらつきがある。

⑦発達障がいについての親の理解促進【担当課：子育て支援課】

- ・親子通園事業や保育園・幼稚園での加配等の子どもの発達の支援に関する事業について、広報なんじょうやホームページ、冊子等により周知・案内を行うとともに、乳幼児の検診に専門家(心理士)を配置し、早期発見や支援を行った。
- 発達が気になる児童がいても保護者が関係機関との関わりを拒否し、支援が困難なケースが一部ある。

⑧親子通園事業の充実【担当課：子育て支援課】

- ・心身の発達に遅れがあると認められる未就学児童及び保護者を対象に、毎週月、水、金の午前中に場を設け、療育上の指導や各種相談に応じる。
- ・専門的知見を有する支援員3名を配置し、毎週3回事業を実施している。平成31年4月1日時点で35人が利用者として登録している。
- 登録者は35人いるが、一日の利用者数は6人から8人と全体の2割程度となっており、登録後、一度しか利用していない児童もいる。

⑨重度心身障害児医療費助成の推進【担当課：生きがい推進課】

- ・身体障害者手帳の障害程度が1級・2級もしくは療育手帳等級がA1・A2の方で、所得要件を満たす方の医療費(医療保険の適用範囲内)を助成している。

⑩身体障がい児への補装具給付の推進【担当課：生きがい推進課】

- ・障がい児が自立し、社会参加を促進するため、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具を購入・修理費の給付を行っている。
- ・それぞれの障がいに合った補装具を交付することにより、障がい児の社会参加の促進や教育面等で障がいによる社会的不利を軽減することに寄与している。

- ・ =現状
- =課題

⑪ 重度障がい児への日常生活用具給付の推進【担当課：生きがい推進課】

- ・ 障がい児の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図る。
- ・ 日常生活用具を購入するにあたり、同一の月に購入又は修理に要した費用の額(基準額)を合計した額から、当該日常生活用具支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して市の要綱に定める額を控除して得た額を支給する。

⑫ 相談支援事業の推進【担当課：生きがい推進課】

- ・ 南城市地域活動支援センターにおいて、主任相談支援専門員を1名、地域活動支援センターと兼務する相談支援専門員1名を配置し、地域で生活する障がい児やその家族からの相談に対し助言、指導を行い、必要な専門機関等への引継ぎや、各種福祉サービス利用に向けた支援を行った。
- 相談支援事業は、身体、知的、精神の3障がいを持つ(又は疑い)障がい者と障がい児の相談を受けている為、近年関心が高まっている発達障害への対応に求められる専門的なスキルが十分ではない。

⑬ 障がい児の保護者の交流促進【担当課：生きがい推進課】

- ・ 精神、身体、精神障害の親の会等の情報を、年1回全世帯配布(市HPでも掲載)している「障害福祉で利用できる制度一覧」、南城市福祉事務所概要等で紹介している。
- 情報提供は行っているが、まだまだ認知されていない。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、「子どもの最大の利益」を追求し、健やかな成長を支える「子どもの育ち」の視点と、子どもを産み育てやすい環境の整備を目指す「親の子育て支援」の視点を念頭に置き、以下を計画の理念とします。

基本理念

- (1) 子どもたちの幸福と最大の利益の尊重
- (2) 子どもを産み育てやすい環境の実現

2. 計画の基本目標

基本理念を達成するため、以下の目標に基づいて施策を掲げます。

基本目標1 教育・保育事業や子育て支援体制の強化

共働き家庭が増加を続け、子育て家庭の多くを占める状況となった現在は、保育ニーズへの対応が喫緊の課題となっています。公立幼稚園でも預かり保育のニーズが上がる中で、利用したいときにサービスが利用できるように環境を整える必要があります。さらに、幼稚園では3歳から5歳、保育施設等では0～5歳児の発達の連続性を踏まえた教育・保育の実施も求められるところであり、子育て家庭のニーズに対応できるように、教育・保育施設等での保育サービスや機能の拡充、一時預かりや病児保育等の地域子ども・子育て支援事業の強化を図ります。

また、子どもの居場所については小学生の放課後児童対策を中心としながら、共働き家庭への対応及び専業主婦等の家庭のニーズに対応する必要があります。放課後児童クラブや児童館、放課後子供教室など、多様な居場所の確保を図ります。

基本目標2 教育・保育事業等における質の確保と向上

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、子どもの健やかな育ちを支え、質の高い教育・保育の提供を保障することが重要です。市内教育・保育施設における質の確保を図るとともに、保幼小連携を推進し、子どもたちが小学校生活へと円滑に接続(移行)していくことや、職員間の幼児期から児童期にかけての教育のつながりの理解を図ります。

また、教育・保育事業や放課後の居場所における人材の確保や地域人材の確保についても進めていきます。

基本目標 3 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

子育て家庭が、安心して子どもを産み、育てていくためには、身近な地域における子育て支援が必要です。特に現代は核家族化や地域のつながりの希薄化により支援者が身近にいない場合があるほか、共働き家庭の急増も相まって、身近な地域での子育て家庭同士の交流機会の減少も見られます。子育て家庭では孤独を感じている保護者も少なくはなく、集いの場や交流の場は身近な地域に不可欠となっています。地域子育て支援センターや子育てサロンを地域に展開し、子育て家庭の相談や交流機会の確保を図ります。

また、妊娠、出産とその後の母と子の健康保持増進を図る母子保健事業の充実も安心して子どもを産み育てていくためには不可欠です。市では各種健診や相談、訪問等を子どもの発達段階に応じきめ細かく実施しており、今後は、「妊娠期からの切れ目ない支援」を推進するため、各関係機関・部署と連携を強化しながら、一人ひとりの状況に応じたサポートを展開します。

基本目標 4 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

どの家庭においても様々な悩みを抱えたり、戸惑ったりしながら、子育てしていくものですが、多様な環境にあり困難さを抱える場合には、より一層悩み事も多く、支援が必要になると考えられます。

本市では、第1期計画において、「児童虐待」、「ひとり親家庭」、「特別な支援が必要な子ども(障がい児等)」についてを“多様な環境にある子ども”として、支援対策を掲げていました。

児童虐待については予防が重要であることのほか、発見から対応までの迅速さや専門機関との連携と的確な対応が必要であります。今後は児童相談所等との連携のほか、市内で専門的な対応ができるような体制づくりを行います。

ひとり親家庭については、その大半が母子家庭であり、経済的な面で男性よりも低い傾向があります。就労支援や生活支援対策を行いながら、自立の支援を行います。

障がい児については、保健分野での早期発見のほか、教育・保育施設や学校等での対応や福祉サービスの利用など、様々な機関がつながり、一人ひとりの障がい状況に応じた支援や教育・保育を行う必要があります。各機関での対応充実とともに連携体制の強化を図ります。特に近年は発達障がいや気になる子も増えており、家庭や関係者が発達障がいについて理解し、対応していただけるように支援や資質向上を図ります。

さらに、第2期計画においては、「子どもの貧困対策」を新たに追加しました。生活困窮世帯の子どもは、経済的な面だけでなく、社会生活体験の機会に恵まれていない状況があることから、生活面や学習面においても、支援が必要となっています。特に沖縄県においては子どもの貧困率が全国よりも高い状況が県より報告されており、貧困の連鎖を断ち切るための対策が必要となっています。市においても、子どもの貧困対策を推進し、子どもたちの未来に向けて自立に向けた必要な支援を行っていきます。

3. 支援対策の体系

目標 1. 教育・保育事業や子育て支援体制の強化

(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ① 0 歳児、1 歳児の保育の拡充
- ② 保育園における 5 歳児保育の拡充
- ③ 公立幼稚園の複数年保育の推進
- ④ 公立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の充実
- ⑤ 外国につながる幼児への支援・配慮

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

- ① 地域子ども・子育て支援事業の推進

(3) 子どもの居場所づくり

- ① 新・放課後子ども総合プランの推進
 - ①-1 放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実
 - ①-2 放課後子供教室の充実
 - ①-3 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進
- ② 地域における居場所の確保、充実
 - ②-1 児童館の充実
 - ②-2 多様な居場所の確保

目標 2. 教育・保育事業等における質の確保と向上

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

- ① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方
- ② 教育・保育の質の確保
 - ②-1 教育・保育に係る職員の資質向上
 - ②-2 市内就学前教育・保育指針の作成
 - ②-3 教育・保育に関する評価の実施
 - ②-4 指導監督の実施
- ③ 保幼小連携の推進
 - ③-1 教育・保育機関の連携強化
 - ③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - ③-3 0～2 歳、3～5 歳の取り組み連携

(2) 人材の確保の推進

- ① 保育士・保育教諭の確保
- ② 幼稚園教諭の確保
- ③ 幼児教育アドバイザーの配置
- ④ 放課後の居場所における人材確保
 - ④-1 放課後児童支援員の確保
 - ④-2 放課後子供教室に関わる地域人材の確保
- ⑤ ファミリーサポートセンターのサポーターの確保

目標 3. 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

- (1) 集い、交流による子育て支援の充実
 - ① 地域子育て支援センターの充実
 - ② サークル育成の推進
 - ③ 子育てサロンの支援

- (2) 相談、情報提供の充実
 - ① 相談機能の充実
 - ①-1 関係機関等による各種相談の充実
 - ①-2 利用者支援事業の実施
 - ② 情報提供の充実
 - ②-1 周知・広報の強化
市ホームページ・広報誌での子育て情報の提供の推進
 - ②-2 気軽に入手できる情報提供の検討

- (3) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進
 - ① 母子健康包括支援センターの整備
 - ② 安全な妊娠、出産、育児への支援
 - ②-1 母子健康手帳の交付及び活用の促進
 - ②-2 妊婦健康診査の推進
 - ②-3 超音波検査の推進
 - ②-4 ハイリスク妊産婦継続支援の推進
 - ②-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
 - ②-6 妊産婦・新生児訪問指導の推進
 - ②-7 ブックスタート事業の推進
 - ②-8 母子保健推進員活動の推進
 - ②-9 子育て中の保護者の健康管理の充実
 - ③ 子どもの健康支援
 - ③-1 2カ月児訪問の推進
 - ③-2 4カ月児 10カ月児健康診査の推進
 - ③-3 1歳6カ月児健康診査の推進
 - ③-4 3歳児健康診査の推進
 - ③-5 7カ月児・2歳児健康相談
 - ③-6 予防接種の推進
 - ③-7 マタニティー教室の推進
 - ③-8 発達相談の推進
 - ③-9 事故予防に関する知識の普及促進
 - ③-10 子ども医療費助成の推進
 - ④ 食育の推進
 - ④-1 食育の指導の推進
 - ④-2 食育についての連携強化
 - ④-3 給食における農作物の地産地消の促進

- ⑤思春期保健対策の充実
 - ⑤-1 思春期保健事業の推進
 - ⑤-2 あかちゃんふれあい体験の推進
 - ⑤-3 飲酒、喫煙、薬物使用の害に関する啓発

目標 4. 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

- (1) 児童虐待防止対策の充実
 - ① 児童・家庭相談に応じる窓口機能の強化
 - ② 南城市要保護児童対策地域協議会による支援の充実
 - ③ 児童虐待防止講演会の実施
 - ④ 児童虐待防止に関する教員研修の実施
 - ⑤ 養育支援訪問事業の強化
- (2) ひとり親家庭の支援の充実
 - ① 児童扶養手当の支給
 - ② ひとり親家庭への就業・起業に関する情報提供
 - ③ ひとり親世帯への家事支援の推進
 - ④ 母子・父子家庭等医療費助成
 - ⑤ 母子寡婦福祉会の活動支援
- (3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実
 - ① 障がい児保育の充実
 - ② 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ充実
 - ③ 特別児童扶養手当の支給
 - ④ 特別支援教育就学奨励費の支給
 - ⑤ 特別支援教育コーディネーターの配置
 - ⑥ 南城市教育支援委員会による支援の実施
 - ⑦ 巡回指導の充実
 - ⑧ 発達障がいについての親の理解促進
 - ⑨ 親子通園事業の充実
 - ⑩ 重度心身障害児医療費助成
 - ⑪ 身体障がい児への補装具の給付
 - ⑫ 重度障がい児への日常生活用具給付
 - ⑬ 相談支援事業の推進
 - ⑭ 障がい児の保護者の交流促進
- (4) 子どもの貧困対策の充実
 - ① 生活困窮世帯の子どもの居場所づくり
 - ② 生活困窮世帯の子どもの支援するネットワークづくり
 - ③ 就学援助制度の周知・普及

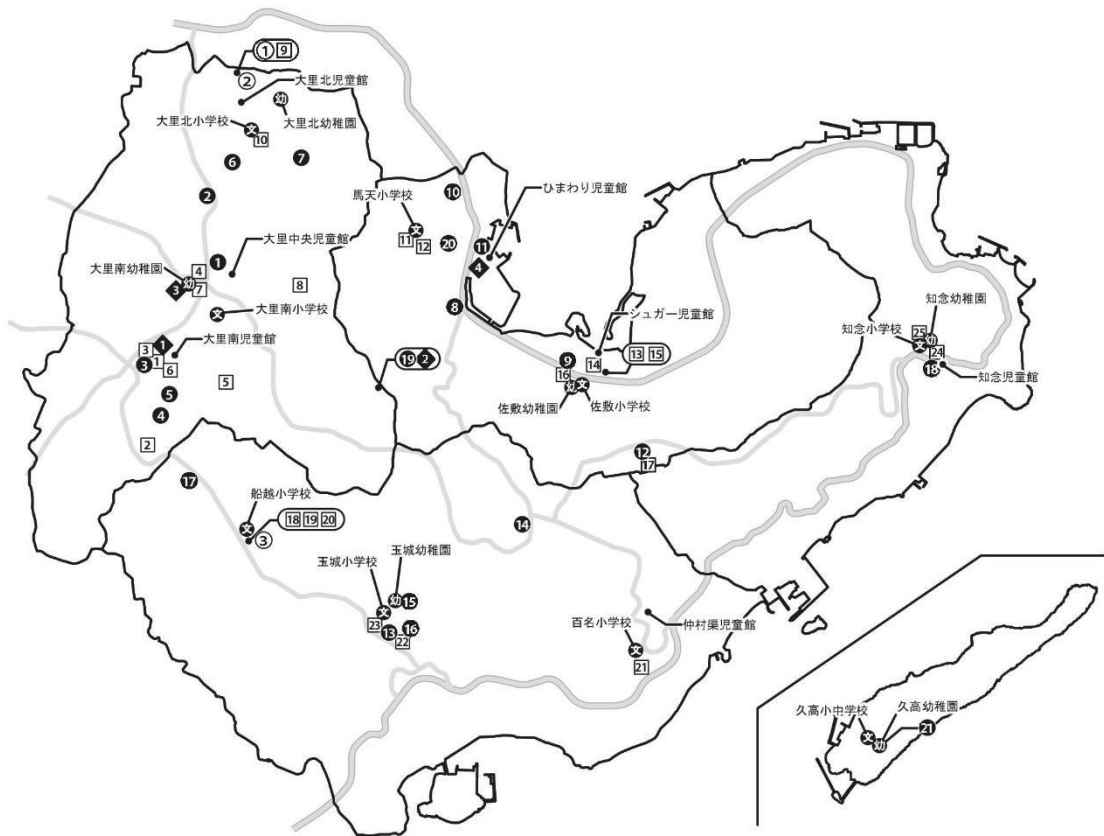
4. 幼児期の教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは…

- 教育・保育事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市内を分けし、地域ごとの見込みと、確保方策を本計画では示しています。
- 市全体の整備量だけでなく地域別の整備量を定めることにより、地域の実情に応じ、ニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するように図ります。

(2) 市の教育・保育提供区域

- 市では、佐敷中学校区を「佐敷地域」、知念中学校区と久高中学校区を「知念地域」、玉城中学校区を「玉城地域」、大里中学校区を「大里地域」として、市内を4つの地域に分けました。



● 法人認可保育園

- ① 輝咲保育園
- ② 松の実保育園
- ③ 愛護保育園
- ④ おひさま保育園
- ⑤ 木の国保育園
- ⑥ むぎの子共同保育園
- ⑦ おおさと保育園
- ⑧ めばえ保育園
- ⑨ めだか保育園
- ⑩ 馬天保育園
- ⑪ さしき保育園
- ⑫ 南城みなみ保育園
- ⑬ パンビ保育園
- ⑭ 小羊保育園
- ⑮ 以和貴保育園
- ⑯ どんぐり保育園
- ⑰ 愛地友遊保育園
- ⑱ 知念あさひ保育園

● 事業所内保育所

- ⑲ しののめnursery school I

● 小規模保育所

- ⑳ キラキラ保育園

● 家庭的保育

- ㉑ 家庭的保育くだから

○ 法人認定こども園

- ① あおぞらこども園
- ② あおぞら第2こども園
- ③ 船越認定こども園

◆ 認可外保育施設

- ◆ 成田ベビーセンター
- ◆ しののめnursery school II
- ◆ あいあい保育園 南城園
- ◆ 新開保育園

■ 放課後児童クラブ

- ① 木の国学童
- ② 第2木の国学童
- ③ 第3木の国学童
- ④ 第4木の国学童
- ⑤ みなみこどもの家クラブ
- ⑥ 第二みなみこどもの家クラブ
- ⑦ 愛学童クラブ
- ⑧ 第2愛学童
- ⑨ あおぞら学童クラブ
- ⑩ のびるっ子児童クラブ
- ⑪ しんざと学童
- ⑫ 第2しんざと学童
- ⑬ 風の子学童クラブ
- ⑭ 第二風の子学童クラブ
- ⑮ 第三風の子学童クラブ
- ⑯ のびるっ子学童クラブ
- ⑰ なんじいキッズクラブ
- ⑱ こどもの家船越クラブ
- ⑲ こどもの家第2船越クラブ
- ⑳ こどもの家第3船越クラブ
- ㉑ ゆかるっ子海学童
- ㉒ ゆかるっ子空学童
- ㉓ ゆかるっ子星学童
- ㉔ なかよし学童クラブ
- ㉕ 第二なかよし学童クラブ

第5章 事業計画

1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策

(1) 南城市全体

①現状と課題、確保方策（全体）

（公立幼稚園）

- 第1期計画では、市内全公立幼稚園での3歳児、4歳児からの複数年保育実施を掲げていました。特に大里地域では5歳児のみの受け入れとなっており、複数年保育の実施を目指していましたが、大里北幼稚園と大里南幼稚園の統合問題もあり、第1期計画期間では未実施となっています。3歳児からの受け入れについては久高幼稚園以外で未実施の状況にあります。
- また、子育て家庭に占める共働き家庭の割合が8割を超える中、公立幼稚園利用者（または利用希望者）においても保育機能の充実（預かり保育充実）を求める声が高くなっています。
- 量の見込みでも、1号認定での利用ニーズよりも、“2号認定教育ニーズ”が高く、共働き家庭の幼児教育と保育機能の両面を求める声に対応できる教育・保育施設が必要であり、発達段階の連続性を踏まえた教育・保育の実施（3～5歳児での複数年保育）と希望者全てが利用できる預かり保育の充実が不可欠となっています。
- また、幼児期の教育・保育の無償化に伴い、3歳児から預けたいという声（特に1号認定は認可保育園に入れないため、幼稚園や認定こども園が対象となる）への対応も必要です。

（認可保育園、認定こども園、地域型保育事業）

- 共働き家庭が増加していることに加え、現在働いていない母親でも就労を希望する人が多くなっています。保育施設等（2号認定、3号認定）への申し込みは年々増加する一方であり、平成29年4月には第1期計画での量の見込みを上回る申し込み数となっています。
- 第1期計画期間では、毎年度、受け入れ可能定員を増やしてきました。しかし、平成31年4月時点でも多くの待機児童が存在しています。特に産休明けや育休明けと関連して、低年齢児のニーズ対応が課題となっています。
- また、第1期計画策定時には認可保育園における5歳児保育の実施推進を掲げていましたが、大里地域や玉城地域を中心に、5歳児保育の未実施園が大半を占める状況にあります。

【整備方針】

- 公立幼稚園については、午後の預かり保育の受け入れ枠拡充や3歳児からの複数年保育の実施に努めるとともに、令和3年度以降段階的に認定こども園への移行を行い、教育と保育の両面への対応及び子どもの発達の連続性を重視した教育・保育の提供体制を確保を進めます。
- 保育ニーズに対しては、低年齢児の受け入れ拡充を図るため、施設の新規整備や増改築、分園、小規模保育事業の新設など、様々な手法による受け入れ体制の整備を推進します。

②必要量の見込みと確保量（全体）

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	156	164	160	164	166
②確保方策	288	280	252	252	252
幼稚園	243	125	2	2	2
認定こども園	45	155	250	250	250
②-①	132	116	92	88	86

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,122	1,214	1,290	1,378	1,461
2号教育	240	251	246	252	254
2号保育	882	963	1,044	1,126	1,207
②確保方策	1,162	1,302	1,392	1,557	1,557
認可保育園	741	831	866	1,031	1,031
認定こども園	135	325	525	525	525
幼稚園	286	146	1	1	1
②-①	40	88	102	179	96

3) 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	232	230	227	226	223
②確保方策	308	308	333	328	331
認可保育園	243	243	268	263	263
認定こども園	45	45	45	45	45
小規模保育	13	13	13	13	16
家庭的保育	1	1	1	1	1
事業所内保育	6	6	6	6	6
②-①	76	78	106	102	108

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	726	764	802	840	881
②確保方策	771	771	831	881	897
認可保育園	625	625	685	735	735
認定こども園	90	90	90	90	90
小規模保育	41	41	41	41	57
家庭的保育	2	2	2	2	2
事業所内保育	13	13	13	13	13
②-①	45	7	29	41	16

5) 1・2号認定計（3～5歳児の教育・保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,278	1,378	1,450	1,542	1,627
②確保方策	1,450	1,582	1,644	1,809	1,809
幼稚園	529	271	3	3	3
認可保育園	741	831	866	1,031	1,031
認定こども園	180	480	775	775	775
②－①	172	204	194	267	182

6) 2・3号認定計（0～5歳児の保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,080	2,208	2,319	2,444	2,565
②確保方策	2,241	2,381	2,556	2,766	2,785
幼稚園	286	146	1	1	1
認可保育園	1,609	1,699	1,819	2,029	2,029
認定こども園	270	460	660	660	660
小規模保育	54	54	54	54	73
家庭的保育	3	3	3	3	3
事業所内保育	19	19	19	19	19
②－①	161	173	237	322	220

7) 3号認定計（0～2歳児の低年齢児保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	958	994	1,029	1,066	1,104
②確保方策	1,079	1,079	1,164	1,209	1,228
認可保育園	868	868	953	998	998
認定こども園	135	135	135	135	135
小規模保育	54	54	54	54	73
家庭的保育	3	3	3	3	3
事業所内保育	19	19	19	19	19
②－①	121	85	135	143	124

8) 1・2・3号認定合計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,236	2,372	2,479	2,608	2,731
②確保方策	2,529	2,661	2,808	3,018	3,037
幼稚園	529	271	3	3	3
認可保育園	1,609	1,699	1,819	2,029	2,029
認定こども園	315	615	910	910	910
小規模保育	54	54	54	54	73
家庭的保育	3	3	3	3	3
事業所内保育	19	19	19	19	19
②－①	293	289	329	410	306

(2) 佐敷地域

①地域の状況、量の見込みと確保策（佐敷地域）

【地域の状況】

- 佐敷地域の就学前児童数は増加傾向で推移しており、第2期計画期間では増減しながら横ばい傾向になると見込まれます。また0～2歳児は緩やかな減少、3～5歳児は横ばい傾向になると見込まれます。
- 公立幼稚園は、佐敷幼稚園の1カ所があり、4歳児から受け入れています。午後の預かり保育利用率は62%となっています。
- 保育施設等については、平成31年4月現在、認可保育園5カ所、小規模保育1カ所があります。
- 保育施設では5歳児保育を5園中4園で実施しています。

【量の見込みと確保策】

- 1号認定の量の見込みは、令和2年度の23人から令和6年度の25人へと僅かに増加することが見込まれます。見込みに対しては、令和2年度までは佐敷幼稚園での対応（3歳児の受け入れも開始）、令和3年度以降は、佐敷幼稚園が認定こども園に移行するため、認定こども園で対応します。
- 2号認定の量の見込みは、教育ニーズと保育ニーズ合わせると、令和2年度の269人から令和6年度の339人へと増加することが見込まれます。見込みに対しては、令和2年度までは認可保育園と佐敷幼稚園（預かり保育含む）、令和3年度以降は佐敷幼稚園が認定こども園に移行するため、認可保育園と認定こども園で対応します。
- 3号認定（0歳児）の量の見込みは、令和2年度の43人から令和6年度の41人へと僅かに減少することが見込まれます。見込みに対しては、認可保育園と地域型保育事業（小規模保育）で対応します。
- 3号認定（1・2歳児）の量の見込みは、令和2年度の175人から令和6年度の198人へと増加することが見込まれます。見込みに対しては、認可保育園、地域型保育事業（小規模保育）で対応します。

②必要量の見込みと確保量（佐敷地域）

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	23	26	25	26	25
②確保方策	61	40	40	40	40
幼稚園	61	0	0	0	0
認定こども園	0	40	40	40	40
②-①	38	14	15	14	15

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	269	291	302	338	339
2号教育	61	64	61	66	62
2号保育	208	227	241	272	277
②確保方策	275	303	303	348	348
認可保育園	203	233	233	278	278
認定こども園	0	70	70	70	70
幼稚園	72	0	0	0	0
②-①	6	12	1	10	9

3) 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	43	42	41	41	41
②確保方策	76	76	76	76	76
認可保育園	73	73	73	73	73
認定こども園	0	0	0	0	0
小規模保育	3	3	3	3	3
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②-①	33	34	35	35	35

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	175	172	182	190	198
②確保方策	187	187	187	202	202
認可保育園	174	174	174	189	189
認定こども園	0	0	0	0	0
小規模保育	13	13	13	13	13
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②-①	12	15	5	12	4

5) 1・2号認定計（3～5歳児の教育・保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	292	317	327	364	364
②確保方策	336	343	343	388	388
幼稚園	133	0	0	0	0
認可保育園	203	233	233	278	278
認定こども園	0	110	110	110	110
②－①	44	26	16	24	24

6) 2・3号認定計（0～5歳児の保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	487	505	525	569	578
②確保方策	538	566	566	626	626
幼稚園	72	0	0	0	0
認可保育園	450	480	480	540	540
認定こども園	0	70	70	70	70
小規模保育	16	16	16	16	16
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	51	61	41	57	48

7) 3号認定計（0～2歳児の低年齢児保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	218	214	223	231	239
②確保方策	263	263	263	278	278
認可保育園	247	247	247	262	262
認定こども園	0	0	0	0	0
小規模保育	16	16	16	16	16
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	45	49	40	47	39

8) 1・2・3号認定合計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	510	531	550	595	603
②確保方策	599	606	606	666	666
幼稚園	133	0	0	0	0
認可保育園	450	480	480	540	540
認定こども園	0	110	110	110	110
小規模保育	16	16	16	16	16
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	89	75	56	71	63

(3) 知念地域

①地域の状況、量の見込みと確保策（知念地域）

【地域の状況】

- 知念地域の就学前児童数は市内4地域の中で最も少なく、また緩やかな減少で推移しています。第2期計画期間でも減少が続くと見込まれます。また0～2歳児及び3～5歳児ともに減少すると見込まれます。
- 公立幼稚園は、知念幼稚園と久高幼稚園の2カ所があります。知念幼稚園は4歳児から受け入れており、午後の預かり保育利用率は80%となっています。久高幼稚園は3歳児から受け入れています。園の利用者数が数名であり、3・4・5歳児の合同クラスとなっています。午後の預かり保育利用率は33%となっています。
- 保育施設等については、平成31年4月現在、認可保育園が1カ所、5歳児保育も実施しています。また、家庭的保育1カ所があります。

【量の見込みと確保策】

- 1号認定の量の見込みは令和2年度の13人から令和6年度の9人へとやや減少することが見込まれます。見込みに対しては、令和3年度までは公立幼稚園での対応、令和4年度以降は知念幼稚園が認定こども園に移行するため、久高幼稚園と認定こども園で対応します。
- 2号認定の量の見込みは、教育ニーズと保育ニーズ合わせると、令和2年度の71人から令和6年度の63人へとやや減少することが見込まれます。見込みに対しては、令和3年度までは認可保育園と公立幼稚園(預かり保育含む)、令和4年度以降は知念幼稚園が認定こども園に移行するため、認可保育園と認定こども園及び久高幼稚園で対応します。
- 3号認定(0歳児)の量の見込みは、令和2年度の11人から令和6年度の9人へと僅かに減少することが見込まれます。見込みに対しては、認可保育園と地域型保育事業(家庭的保育)で対応します。
- 3号認定(1・2歳児)の量の見込みは、令和2年度の38人から令和6年度の41人へと僅かに増加することが見込まれます。見込みに対しては、認可保育園、地域型保育事業(家庭的保育)で対応します。

②必要量の見込みと確保量（知念地域）

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13	12	11	10	9
②確保方策	22	22	17	17	17
幼稚園	22	22	2	2	2
認定こども園	0	0	15	15	15
②-①	9	10	6	7	8

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	71	76	69	67	63
2号教育	19	20	17	15	14
2号保育	52	56	52	52	49
②確保方策	77	77	106	106	106
認可保育園	45	45	45	45	45
認定こども園	0	0	60	60	60
幼稚園	32	32	1	1	1
②-①	6	1	37	39	43

3) 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11	10	10	9	9
②確保方策	13	13	13	13	13
認可保育園	12	12	12	12	12
認定こども園	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	1	1	1	1	1
事業所内保育	0	0	0	0	0
②-①	2	3	3	4	4

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	38	34	40	41	41
②確保方策	35	35	35	35	35
認可保育園	33	33	33	33	33
認定こども園	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	2	2	2	2	2
事業所内保育	0	0	0	0	0
②-①	-3	1	-5	-6	-6

5) 1・2号認定計（3～5歳児の教育・保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	84	88	80	77	72
②確保方策	99	99	123	123	123
幼稚園	54	54	3	3	3
認可保育園	45	45	45	45	45
認定こども園	0	0	75	75	75
②－①	15	11	43	46	51

6) 2・3号認定計（0～5歳児の保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	120	119	117	113
②確保方策	125	125	154	154	154
幼稚園	32	32	1	1	1
認可保育園	90	90	90	90	90
認定こども園	0	0	60	60	60
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	3	3	3	3	3
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	5	5	35	37	41

7) 3号認定計（0～2歳児の低年齢児保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	49	44	50	50	50
②確保方策	48	48	48	48	48
認可保育園	45	45	45	45	45
認定こども園	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	3	3	3	3	3
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	-1	4	-2	-2	-2

8) 1・2・3号認定合計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	133	132	130	127	122
②確保方策	147	147	171	171	171
幼稚園	54	54	3	3	3
認可保育園	90	90	90	90	90
認定こども園	0	0	75	75	75
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	3	3	3	3	3
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	14	15	41	44	49

(4) 玉城地域

①地域の状況、量の見込みと確保策（玉城地域）

【地域の状況】

- 玉城地域の就学前児童数は、概ね横ばいで推移しています。第2期計画期間では、令和3年度まで一旦増加しますが、その後は減少すると見込まれます。また0～2歳児は令和5年度から減少、3～5歳児は令和4年度から減少すると見込まれます。
- 公立幼稚園は、玉城幼稚園1カ所があり、4歳児から受け入れています。午後の預かり保育利用率は77.6%となっています。
- 保育施設等については、平成31年4月現在、認可保育園が5カ所、認定こども園が1カ所あります。認可保育園では、ほとんどの園が5歳保育未実施となっています。

【量の見込みと確保策】

- 1号認定の量の見込みは令和2年度の69人からほぼ横ばいで推移すると見込まれます。見込みに対しては、令和2年度は玉城幼稚園(3歳児の受け入れも開始)と認定こども園での対応、令和3年度以降は、玉城幼稚園が認定こども園に移行するため、認定こども園で対応します。
- 2号認定の量の見込みは、教育ニーズと保育ニーズ合わせると、令和2年度の308人から令和6年度の356人へと増加することが見込まれます。見込みに対しては、令和2年度は認可保育園と認定こども園及び玉城幼稚園(預かり保育含む)、令和3年度以降は玉城幼稚園が認定こども園に移行するため、認可保育園と認定こども園で対応します。
- 3号認定(0歳児)の量の見込みは、令和2年度の62人から令和6年度の55人へとやや減少することが見込まれます。見込みに対しては、令和5年度までは認可保育園と認定こども園、令和6年度は認可保育園と認定こども園及び地域型保育事業(小規模保育)で対応します。
- 3号認定(1・2歳児)の量の見込みは、令和2年度の186人から令和6年度の228人へと増加することが見込まれます。見込みに対しては令和5年度までは認可保育園と認定こども園、令和6年度は認可保育園と認定こども園及び地域型保育事業(小規模保育)で対応します。

②必要量の見込みと確保量（玉城地域）

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	69	71	66	69	69
②確保方策	72	85	85	85	85
幼稚園	57	0	0	0	0
認定こども園	15	85	85	85	85
②-①	3	14	19	16	16

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	308	321	324	338	356
2号教育	57	56	53	53	53
2号保育	251	265	271	285	303
②確保方策	304	386	386	386	386
認可保育園	191	221	221	221	221
認定こども園	45	165	165	165	165
幼稚園	68	0	0	0	0
②-①	-4	65	62	48	30

3) 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	62	61	59	58	55
②確保方策	72	72	72	72	75
認可保育園	57	57	57	57	57
認定こども園	15	15	15	15	15
小規模保育	0	0	0	0	3
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②-①	10	11	13	14	20

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	186	195	213	220	228
②確保方策	182	182	182	182	198
認可保育園	152	152	152	152	152
認定こども園	30	30	30	30	30
小規模保育	0	0	0	0	16
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②-①	-4	-13	-31	-38	-30

5) 1・2号認定計（3～5歳児の教育・保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	377	392	390	407	425
②確保方策	376	471	471	471	471
幼稚園	125	0	0	0	0
認可保育園	191	221	221	221	221
認定こども園	60	250	250	250	250
②－①	-1	79	81	64	46

6) 2・3号認定計（0～5歳児の保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	556	577	596	616	639
②確保方策	558	640	640	640	659
幼稚園	68	0	0	0	0
認可保育園	400	430	430	430	430
認定こども園	90	210	210	210	210
小規模保育	0	0	0	0	19
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	2	63	44	24	20

7) 3号認定計（0～2歳児の低年齢児保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	248	256	272	278	283
②確保方策	254	254	254	254	273
認可保育園	209	209	209	209	209
認定こども園	45	45	45	45	45
小規模保育	0	0	0	0	19
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	6	-2	-18	-24	-10

8) 1・2・3号認定合計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	625	648	662	685	708
②確保方策	630	725	725	725	744
幼稚園	125	0	0	0	0
認可保育園	400	430	430	430	430
認定こども園	105	295	295	295	295
小規模保育	0	0	0	0	19
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
②－①	5	77	63	40	36

(5) 大里地域

①地域の状況、量の見込みと確保策（大里地域）

【地域の状況】

- 大里地域の就学前児童数は毎年増加しており、第2期計画期間でも増加を続けるものと見込まれます。また0～2歳児は、令和3年度まで増加した後横ばい傾向に、3～5歳児は、令和2年度以降一貫して増加を続けると見込まれます。
- 公立幼稚園は大里北幼稚園と大里南幼稚園の2カ所があります。両園ともに5歳児のみの受け入れであり、複数年保育の実施が課題となっています。
また、大里北幼稚園と大里南幼稚園は統合し、認定こども園として新しく施設整備する予定となっています。
- 保育施設等については、平成31年4月現在、認可保育園が7カ所、認定こども園が2カ所、地域型保育事業1カ所(事業所内保育1カ所)があります。保育施設では5歳児保育の実施園が半数程度となっています。

【量の見込みと確保策】

- 1号認定の量の見込みは令和2年度の51人から令和6年度の63人へとやや増加すると見込まれます。見込みに対しては、令和3年度までは公立幼稚園と認定こども園での対応、令和4年度以降は大里北幼稚園と大里南幼稚園が統合して認定こども園に移行するため、認定こども園で対応します。
- 2号認定の量の見込みは、教育ニーズと保育ニーズ合わせると、令和2年度の474人から令和6年度の703人へと大きく増加することが見込まれます。見込みに対しては、令和3年度までは認可保育園と認定こども園及び公立幼稚園(預かり保育含む)、令和4年度以降は大里北幼稚園と大里南幼稚園が統合して認定こども園に移行するため、認可保育園と認定こども園で対応します。
- 3号認定(0歳児)の量の見込みは、令和2年度の116人から令和6年度の118人へと僅かながら増加することが見込まれます。見込みに対しては、認可保育園と認定こども園及び地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育)で対応します。
- 3号認定(1・2歳児)の量の見込みは、令和2年度の327人から令和6年度の414人へと増加することが見込まれます。見込みに対しては、認可保育園と認定こども園及び地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育)で対応します。

②必要量の見込みと確保量（大里地域）

1) 1号認定（3歳以上の教育のみの就学前の子ども）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	51	55	58	59	63
②確保方策	133	133	110	110	110
幼稚園	103	103	0	0	0
認定こども園	30	30	110	110	110
②-①	82	78	52	51	47

2) 2号認定（3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	474	526	595	635	703
2号教育	103	111	115	118	125
2号保育	371	415	480	517	578
②確保方策	506	536	597	717	717
認可保育園	302	332	367	487	487
認定こども園	90	90	230	230	230
幼稚園	114	114	0	0	0
②-①	32	10	2	82	14

3) 3号認定（0歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	116	117	117	118	118
②確保方策	147	147	172	167	167
認可保育園	101	101	126	121	121
認定こども園	30	30	30	30	30
小規模保育	10	10	10	10	10
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	6	6	6	6	6
②-①	31	30	55	49	49

4) 3号認定（1・2歳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	327	363	367	389	414
②確保方策	367	367	427	462	462
認可保育園	266	266	326	361	361
認定こども園	60	60	60	60	60
小規模保育	28	28	28	28	28
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	13	13	13	13	13
②-①	40	4	60	73	48

5) 1・2号認定計（3～5歳児の教育・保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	525	581	653	694	766
②確保方策	639	669	707	827	827
幼稚園	217	217	0	0	0
認可保育園	302	332	367	487	487
認定こども園	120	120	340	340	340
②－①	114	88	54	133	61

6) 2・3号認定計（0～5歳児の保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	917	1,006	1,079	1,142	1,235
②確保方策	1,020	1,050	1,196	1,346	1,346
幼稚園	114	114	0	0	0
認可保育園	669	699	819	969	969
認定こども園	180	180	320	320	320
小規模保育	38	38	38	38	38
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	19	19	19	19	19
②－①	103	44	117	204	111

7) 3号認定計（0～2歳児の低年齢児保育ニーズへの対応）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	443	480	484	507	532
②確保方策	514	514	599	629	629
認可保育園	367	367	452	482	482
認定こども園	90	90	90	90	90
小規模保育	38	38	38	38	38
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	19	19	19	19	19
②－①	71	34	115	122	97

8) 1・2・3号認定合計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	968	1,061	1,137	1,201	1,298
②確保方策	1,153	1,183	1,306	1,456	1,456
幼稚園	217	217	0	0	0
認可保育園	669	699	819	969	969
認定こども園	210	210	430	430	430
小規模保育	38	38	38	38	38
家庭的保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	19	19	19	19	19
②－①	185	122	169	255	158

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

○認定こども園や保育園等で、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。市内の保育施設等において全園で実施し、ニーズへの対応を行います。

時間外保育事業

単位：人、カ所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み		929	956	944	952	952
確保策	実人数	929	956	944	952	952
	施設数	全園	全園	全園	全園	全園

(2) 放課後児童健全育成事業

○保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。令和5年度からの見込み量の増加状況を見極めながら、受け入れ枠の拡充を図ります。

放課後児童健全育成事業

単位：人、カ所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
見込み	低学年	758	756	828	858	898	
	高学年	151	154	153	155	155	
	計	909	910	981	1,013	1,053	
確保策	定員	1,003	1,003	1,003	1,043	1,083	
	施設数	公的施設利用	8	8	8	8	8
		民間施設利用	18	18	18	19	20
		計	26	26	26	27	28

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において宿泊を伴う保育を行う事業です。市内の関係施設と連携しながら本事業の実施に向けて検討します。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み		9	9	9	9	9
確保策		0	0	0	9	9

(4) 地域子育て支援拠点事業

○乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後も市内3カ所の地域子育て支援センターにおいて本事業を行い、ニーズに対応します。

地域子育て支援拠点事業

単位：人日(年間延べ利用日数)、カ所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み		3,778	3,809	3,791	3,760	3,725
確保策	人数	3,778	3,809	3,791	3,760	3,725
	施設数	3	3	3	3	3

(5) 一時預かり(幼稚園型)

○幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後の午後の時間帯に幼児を預かり、保育を行う事業です。公立幼稚園6カ所と認定こども園2カ所で実施し、ニーズに対応します。

一時預かり(幼稚園型)

単位：人日(年間延べ利用日数)、カ所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み		66,915	66,956	65,568	67,194	67,709
確保策	人数	66,915	66,956	65,568	67,194	67,709
	施設数	8	8	8	8	8

(6) 一時預かり(幼稚園型以外)

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育施設等で一時的に預かる事業です。今後も市内3カ所において本事業を行い、ニーズに対応します。

一時預かり(幼稚園以外)

単位：人日(年間延べ利用日数)、カ所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み		4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
確保策	延べ人数	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
	施設数	3	3	3	3	3

(7) 病児・病後児保育

○病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。今後も市内1カ所において本事業を行い、ニーズに対応します。

病児・病後児保育

単位：人日(年間延べ利用日数)、カ所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み		576	586	599	611	621
確保策	延べ人数	576	586	599	611	621
	施設数	1	1	1	1	1

(8) ファミリー・サポート・センター(就学児)

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。これまでの取り組みを継続しながら、ニーズに対応できる受け皿体制の確保を図ります。

ファミリー・サポート・センター(就学児)

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み		330	330	330	330	330
確保策		330	330	330	330	330

(9) 利用者支援事業

○教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。令和2年度より特定型(市役所に保育コンシェルジュを配置)と母子保健型(母子健康包括支援センター)を実施し、事業を行います。

利用者支援事業

単位：カ所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み		2	2	2	2	2
確保策	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

単位：カ所

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

○生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。対象世帯の全戸訪問を目指し、事業を実施します。

乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	450	450	450	450	450
事業実施予定	450	450	450	450	450

(11) 養育支援訪問事業

○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。見込みに対応する体制を確保し、事業を実施します。

養育支援訪問事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	7	8	9	10	10
事業実施予定	7	8	9	10	10

(12) 妊婦健診

○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。14回の妊婦健診費用補助を今後も継続して実施します。

妊婦健診

単位：人回(年間延べ利用回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
確保策	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600

(13) 実費徴収に伴う補足給付事業

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。第2期計画では未実施で設定していますが、今後の状況を見極めながら、必要に応じて実施を検討します。

実費徴収に伴う補足給付事業

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	0	0	0	0	0
確保策	0	0	0	0	0

(14) 多様な主体の参入促進事業

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。第2期計画では未実施で設定していますが、今後の状況を見極めながら、必要に応じて実施を検討します。

多様な主体の参入促進事業

単位：カ所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	0	0	0	0	0
確保策	0	0	0	0	0

単位：カ所

(15) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

○要保護児童対策地域協議会調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワークの連携強化を図り、要保護児童への対策を強化する事業です。本事業を実施し、児童虐待等への対応強化を図ります。

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

単位：カ所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み	1	1	1	1	1
確保策	1	1	1	1	1

第6章 支援対策 ～子どものため、子育て家庭のための支援対策

1. 教育・保育事業や子育て支援体制の強化

(1) 教育・保育施設等の円滑な利用の確保

① 0歳児、1歳児の保育の拡充【担当課：子育て支援課】

0歳児や1歳児では産休明け、育児休業明けで保育園に預けにくい状況があります。ニーズ調査で把握された潜在的ニーズにもとづいて、0、1歳児の保育の拡充を行い、預けたいときに預けられる環境の整備を図ります。

② 保育園における5歳児保育の拡充【担当課：子育て支援課】

保育園における5歳児保育の実施園を拡充し、0～5歳児までの乳幼児期の子どもの育ちや発達の連続性を大切にされた教育・保育を進めます。

③ 公立幼稚園の複数年保育の推進【担当課：教育指導課、子育て支援課】

市内公立幼稚園での3歳児受け入れを段階的に実施し、全園での複数年保育実施を推進します。公立幼稚園の認定こども園移行後は、3歳児からの受け入れを引き継いでいきます。

④ 公立幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)の充実【担当課：教育指導課】

共働き家庭が増加する中で、公立幼稚園での一時預かり(預かり保育)を利用できるように体制を整えます。

また、土曜日の一時預かりの継続に努めます。

公立幼稚園の認定こども園移行後は、1号認定は一時預かり、2号認定は夕方までの通常保育として引き継いでいきます。

⑤ 外国につながる幼児への支援・配慮【担当課：子育て支援課】

教育・保育施設において、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる子どもについて、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援に努めます。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮に努めるよう促します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①地域子ども・子育て支援事業の推進【担当課：子育て支援課】

教育・保育施設のみならず、地域に暮らす全ての子育て世帯の支援を図るため、子ども・子育て支援新制度に示されている「地域子ども・子育て支援事業」内の各種事業について、ニーズ調査結果に基づいた見込量に対する確保を図り、安心して子育てできるように環境整備を推進します。(各事業の目標については第5章を参照)

◎市が実施する地域子ども・子育て支援事業

- ・時間外保育事業（延長保育事業）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・一時預かり事業（幼稚園型／預かり保育）
- ・一時預かり事業（幼稚園型以外／保育園等での一時預かり）
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・利用者支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・妊婦健診事業
- ・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

(3) 子どもの居場所づくり

①新・放課後子ども総合プランの推進

①-1 放課後児童クラブ(学童クラブ)の充実【担当課：子育て支援課】

共働き家庭の児童の居場所及び健全育成の場である放課後児童クラブの運営支援を行うほか、指導員の確保や資質向上を図るため、放課後児童クラブへの情報提供や研修への参加を促進していきます。

公的施設を活用(小学校内や児童館の併設による公設民営)した放課後児童クラブを今後も継続していくとともに、新規整備においては民設民営による設置を進めます。

また、開所時間の延長支援を行うほか、放課後児童クラブの質の維持・向上、適正運営のために、指導並びに連携の強化を図ります。(放課後児童クラブの整備目標については第5章を参照)

①-2 放課後子供教室の充実【担当課：生涯学習課】

小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子供教室の実施に努め、令和4年度からのコミュニティスクール導入及び地域学校協働事業の充実と並行して、市内全小学校(9校)での実施を目指します。

①-3 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進【担当課：子育て支援課、生涯学習課、教育指導課】

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施または学校の余裕教室の活用による一体的な実施に努めます。

連携または一体的な実施にあたっては、現在、小学校敷地内に放課後児童クラブが設置されているところへの放課後子供教室設置を進めます。

②地域における居場所の確保、充実

②-1 児童館の充実【担当課：子育て支援課】

子どもたちが楽しく、安全に過ごせるよう児童館のイベントを子ども向け、親子向けなど充実するほか、安全管理や設備の充実に努めます。また、児童厚生員の資質向上のために研修等の充実を行います。

児童館での子育てサークルなど保護者同士の交流機会を充実するとともに、児童厚生員がその支援を行います。

児童館が未整備の地域への新設を推進し、子どもの居場所及び活動の場の確保を図ります。

②-2 多様な居場所の確保【担当課：子育て支援課、教育指導課】

地域における放課後の居場所について、公民館等の地域資源や人材を活用した居場所づくり対策を検討します。

2. 教育・保育事業等における質の確保と向上

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供、推進

① 認定こども園の設置数や普及に関する考え方【担当課：子育て支援課、教育指導課、教育総務課、教育施設課】

共働き家庭の増加が続く中、教育・保育が一体となった施設づくりを推進するため、公立幼稚園の認定こども園への移行を順次進めます。

なお、公立幼稚園の認定こども園移行に当たっては、公立型と公私連携型が共存する形での配置を行うとともに、公立型においては市内の教育・保育施設の拠点的作用を担っていけるように、体制強化を図ります。

② 教育・保育の質の確保

②-1 教育・保育に係る職員の資質向上【担当課：教育指導課、子育て支援課】

市内教育・保育施設等の量的充実のみならず、幼児期の教育・保育の質の確保・向上を図るため、幼稚園教諭(幼稚園)、保育士(保育園、地域型保育)、保育教諭(認定こども園)の研修や講演会、公開保育等による資質向上を行います。

②-2 市内就学前教育・保育指針の作成【担当課：教育指導課、子育て支援課】

市内教育・保育施設等における質の高い幼児教育・保育の提供、目指す姿等の共通認識を図るため、就学前教育・保育指針を作成するように努めます。

②-3 教育・保育に関する評価の実施【担当課：子育て支援課、教育指導課】

市内の教育・保育施設等に対し、教育・保育の質の評価や公表を行うように促します。

②-4 指導監督の実施【担当課：子育て支援課、教育指導課】

教育・保育施設等として、市の条例等を遵守し、良質な教育・保育の提供及び適正な運営が行われるよう、関係書類の検査や立入検査等の指導監督を行います。市が許認可する地域型保育事業所は、市がしっかりと指導監督を行います。

③ 保幼小連携の推進

③-1 教育・保育機関の連携強化【担当課：教育指導課、子育て支援課】

現在実施している「保幼小連携事業」の充実を図り、市内の教育・保育施設及び小学校の連携・情報交換の機会を確保するなど、連携体制の強化に努めます。

市内の教育・保育施設及び小学校の職員が参加する公開保育や合同研修の実施など、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期の終わりまでに育てたい姿、育ってほしい姿を共通認識しながら実践できるように進めます。

③-2 教育・保育と小学校教育の円滑な接続【担当課：教育指導課、子育て支援課】

幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、遊びをとおして学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育へと、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、教育・保育施設と小学校との交流活動、職員間の相互理解の場の確保、保育要録・指導要録等の確実な引継と情報共有等を進めます。

また、接続期カリキュラム(スタートカリキュラム及びアプローチカリキュラム)の内容充実を図り、小学校への円滑な接続を進めます。

③-3 0～2歳、3～5歳の取り組み連携【担当課：子育て支援課】

地域型保育の利用者が円滑に教育・保育施設利用へと移行できるように、地域の教育・保育施設の状況把握や公立幼稚園の認定こども園移行に伴う3歳児受け入れの実施により、連携施設の確保を行います。

(2) 人材の確保の推進

①保育士・保育教諭の確保【担当課：子育て支援課】

待機児童の解消のため、保育施設等の拡充と合わせて、保育士・保育教諭の確保が不可欠です。各種補助事業を活用して確保に努めるほか、市内の教育・保育施設と連携し、保育士・保育教諭の確保を進めます。

また、市独自の給付金等の創設についても検討します。

②幼稚園教諭の確保【担当課：教育指導課】

公立幼稚園における幼児教育の向上を図るため、幼稚園教諭の確保に努めます。

③幼児教育アドバイザーの配置【担当課：教育指導課、子育て支援課】

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行うアドバイザーを設置し、教育・保育の資質向上を図ります。

④放課後の居場所における人材確保

④-1 放課後児童支援員の確保【担当課：子育て支援課】

県及び関係機関と連携し、指導員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、放課後児童支援員の確保を支援します。

④-2 放課後子供教室に関わる地域人材の確保【担当課：生涯学習課、教育指導課、子育て支援課】

地域の参画を得て、様々な活動の展開を図るため、放課後子供教室に関わる地域人材の確保に努めます。

⑤ファミリーサポートセンターのサポーターの確保【担当課：子育て支援課】

ファミリーサポートセンターの支援者である「サポート会員」の増加を図るため、引き続き、サポーター養成講座の実施のほか、ファミリーサポートセンターの内容や研修内容などの周知を図ります。また、児童館などオープンな場所での事業実施等を検討します。

3. 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

(1) 集い、交流による子育て支援の充実

①地域子育て支援センターの充実【担当課：子育て支援課】

現在、市内の法人認定こども園3園で実施している地域子育て支援センターを今後も継続し、子育て家庭の相談や交流機会の確保を図ります。

②サークル育成の推進【担当課：子育て支援課】

自主的に行われている子育てサークルの活動支援・育成を行い、保護者同士の交流促進を図ります。

③子育てサロンの支援【担当課：子育て支援課】

家庭保育を行う保護者の育児不安や仲間づくり、子どもの遊びやふれあいを図るため、今後は市内全ての児童館に広げ、子育てサロンの充実を図ります。

(2) 相談、情報提供の充実

①相談機能の充実

①-1 関係機関等による各種相談の充実【担当課：子育て支援課、その他】

関係課や関係機関等での各種相談を充実するとともに、情報の共有及び関係機関への「つなぎ」を重視した相談対応ができるように努めます。

①-2 利用者支援事業の実施【担当課：子育て支援課】

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援拠点事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行います。

②情報提供の充実

②-1 周知・広報の強化

市ホームページ・広報誌での子育て情報の提供の推進【担当課：子育て支援課】

市の広報誌、ホームページ、情報紙の発行などによる子育て情報等の発信を引き続き行います。

②-2 気軽に入手できる情報提供の検討【担当課：子育て支援課】

子育て情報を気軽に入手できる提供方法について、引き続き検討します。

(3) 母性及び乳児並びに幼児等の健康の確保及び増進

① 母子健康包括支援センターの整備【担当課：健康増進課】

「母子健康包括支援センター」を整備し、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な切れ目のない支援を行います。

② 安全な妊娠、出産、育児への支援

②-1 母子健康手帳の交付及び活用の促進【担当課：健康増進課】

妊娠の届出をした妊婦に対し、「母子健康手帳」を交付し、妊婦健康診査、訪問、相談等の母子保健事業において周知・広報を行います。

また、早い段階での妊娠の届出を行うように周知・広報を行います。

②-2 妊婦健康診査の推進【担当課：健康増進課】

妊婦や赤ちゃんの健康確保を図り、安全で安心な出産を迎えるため、また将来の生活習慣病予防のために、本事業を実施します。

②-3 超音波検査の推進【担当課：健康増進課】

妊婦健康診査時に行う本検査を継続して実施し、低出生体重児などの出生予防を図ります。

②-4 ハイリスク妊産婦継続支援の推進【担当課：健康増進課】

ハイリスク妊産婦への産前産後の個別支援を継続的に支援し、妊産婦の健康保持・増進を図ります。

②-5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進【担当課：健康増進課】

子育てに関する相談や情報提供、母子の健康状態や養育環境等を把握し、きめ細かな子育て支援が行えるように取り組みます。また、全戸訪問を行うために母子保健推進員の確保に努めます。

②-6 妊産婦・新生児訪問指導の推進【担当課：健康増進課】

助産師・保健師による妊産婦・新生児訪問指導を行っています。母子健康手帳交付時や妊産婦健康診査からのフォローアップやハイリスク妊産婦、産後うつへの対応や育児不安解消を目的とし、今後も、継続した取り組みを行います。

②-7 ブックスタート事業の推進【担当課：生涯学習課】

乳幼児健康診査時に健康診査参加親子を対象とした絵本の読み聞かせを行っており、今後も事業を継続します。

②-8 母子保健推進員活動の推進【担当課：健康増進課】

市の母子保健事業を推進するために、地域の母子保健推進員との連携強化、活動の推進を図ります。また、母子保健推進員がいない地域があるため、推進員の確保に努めます。

②-9 子育て中の保護者の健康管理の充実【担当課：健康増進課】

子育てを行う母親や父親の健康増進を図るため、若者・特定健診を受診勧奨し、生活習慣病予防につなげます。今後も保護者の健康管理の充実を継続し、子育て家庭の家族みんなが健康に過ごせるように進めます。

③子どもの健康支援

③-1 2カ月児訪問の推進【担当課：健康増進課】

2カ月児を対象に保健師、栄養士による訪問指導を行い、体重増加や子どもの発達について確認し、今後も健康の保持、増進を図るため継続していきます。

③-2 4カ月児 10カ月児健康診査の推進【担当課：健康増進課】

今後も乳児の健康の保持・増進を図るため、保護者とその月齢に応じた発達や食について一緒に学習し、情報提供を行います。

③-3 1歳6カ月児健康診査の推進【担当課：健康増進課】

今後も健康の保持・増進を図るため、保護者と年齢に応じた発達や食について一緒に学習し、情報提供を行います。

③-4 3歳児健康診査の推進【担当課：健康増進課】

受診勧奨を強化し、3歳児健康診査の受診率向上を図ります。また、今後も3歳児の健康保持・増進を図るため、保護者と年齢に応じた発達や食について一緒に学習し、情報提供を行います。

③-5 7カ月児・2歳児健康相談【担当課：健康増進課】

幼児の健康の保持・増進を図るため、その時期に応じた発育発達、食について保護者と一緒に学習し、情報提供を行います。

③-6 予防接種の推進【担当課：健康増進課】

予防接種の大切さについて周知・広報を行い、接種率の向上を図ります。

時期を逃さず計画通りスムーズに接種できるように努めます。特に接種率の低いものについてあらゆる場を通し周知拡大していきます。

③-7 マタニティー教室の推進【担当課：健康増進課】

現在実施しているマタニティー教室の内容の充実を図り、参加者の増加を目指します。

妊婦健診の結果の見方、適正な体重管理や食を学習していきながら、情報提供を行います。妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病を予防することで、低出生体重児につなげます。

③-8 発達相談の推進【担当課：健康増進課、子育て支援課】

健康診査等において、保護者から子どもの発達に関する相談があった場合、心理士による相談を行っていきます。また、きめ細かな対応を図るため、心理士の配置日数の増について検討します。

③-9 事故予防に関する知識の普及促進【担当課：健康増進課】

健康診査などの場を通じた保護者への啓発や、母子保健推進員活動の場を活用した学習会の開催等、事故予防に関する知識の普及を図っています。また、市広報誌等を通じた情報提供を行っています。今後も継続した取り組みを行います。

③-10 子ども医療費助成の推進【担当課：市民課】

子ども医療費助成制度の周知・広報を行い、制度の利用を促すことにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ります。

④食育の推進

④-1 食育の指導の推進【担当課：健康増進課、産業振興課、その他】

乳幼児健康診査の健康相談の場で、子どもの発育にあわせた栄養相談を実施し、保護者と一緒に学習していきます。

また、食生活改善推進員との連携による食育も継続し、食育及び保護者への食育指導を推進します。

保育園や幼稚園、学校における食育指導を推進し「食」に関する正しい知識やバランスの良い「食」についての普及啓発を図ります。

④-2 食育についての連携強化【担当課：健康増進課、産業振興課、教育総務課】

食育の推進を図るため、市の子どもたちの食育について効果的な推進方法の検討及び実施のための連絡調整を行い、連携の強化に努めます。

④-3 給食における農作物の地産地消の促進【担当課：教育総務課】

公立の幼稚園、小中学校では、給食センターで地場産物を取り入れており、もずくや農産物に関しては、市内で生産されたものを使用するようにしています。今後も継続し、地産地消を促進します。

⑤思春期保健対策の充実

⑤-1 思春期保健事業の推進【担当課：教育指導課】

学校の教科授業において、外部講師を依頼し、性に対する正しい知識の普及や高揚が図られ、今後も本事業を継続し、性に関する正しい知識の涵養(かんよう)を図ります。

また、講師との事前調整などで実施が難しい場合を勘案し、ビデオ動画等による講話についても検討を行います。

⑤-2 あかちゃんふれあい体験の推進【担当課：教育指導課】

認可保育園や幼稚園での体験学習や健康診査等の機会を通じて中学生が子どもと接する機会を提供する本事業について、職場体験学習の一環として実施します。また、職場体験学習参加者以外の生徒にもふれあい体験の機会が設けられるように調整等検討を行います。

⑤-3 飲酒、喫煙、薬物使用の害に関する啓発【担当課：教育指導課】

市内の小中学校において、飲酒や喫煙、薬物使用についての知識の普及・啓発のための講演会等を実施し、児童生徒の健康意識の向上及び非行の未然防止を図ります。

また、講師との事前調整などで実施が難しい場合を勘案し、ビデオ動画等による講話についても検討を行います。

4. 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

①児童・家庭相談に応じる窓口機能の強化【担当課：子育て支援課】

発達障がいが増加、虐待の深刻化、ひとり親家庭の増加など、保護を要する子どもやその家庭への相談や対応が重要となってきました。

家庭児童相談員、女性相談員、民生委員・児童委員と関係機関が連携し、地域に密着した相談機関として機能するよう業務を強化します。

また、児童虐待における相談が複雑・多様化していることから、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、家庭の実態把握から相談、専門機関へのつなぎなどの機能強化を図ります。

②南城市要保護児童対策地域協議会による支援の充実【担当課：子育て支援課】

要保護児童や特定妊婦(若年妊婦等で出産後の養育支援が必要な妊婦)の適切な保護を行うため、個別支援会議を主とした活動を展開し、関係機関と連携して要保護児童、その保護者及び特定妊婦への支援を行っていきます。

③児童虐待防止講演会の実施【担当課：子育て支援課】

市民に対する児童虐待防止講演会を今後も継続して開催し、児童虐待防止の啓発に努めます。

④児童虐待防止に関する教員研修の実施【担当課：教育指導課】

児童虐待防止に関する研修を行い、教職員の意識向上を図ります。

⑤養育支援訪問事業の強化【担当課：子育て支援課】

養育支援が必要な家庭に対し、家庭訪問による育児・養育指導や相談等を行います。生活課題の多様化や支援が長期化する場合もあるため、支援員の増加や家事支援の実施など支援体制充実を検討します。

(2) ひとり親家庭の支援の充実

①児童扶養手当の支給【担当課：子育て支援課】

母子・父子家庭等の生活の安定を図り自立を促進するため、本事業を継続して実施します。

また、事実婚等を確認するため定期的に訪問調査を実施したり、地域の民生委員・児童委員との連携を図る等適正な支給に向けた取り組みを更に強化していきます。

②ひとり親家庭への就業・起業に関する情報提供【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の経済的安定を支援するため、就業・起業に関する情報の提供に努めます。

③ひとり親世帯への家事支援の推進【担当課：子育て支援課】

県が実施している家事支援サービスについて周知・広報等を行い、ひとり親世帯の子育ての負担軽減を支援します。

④母子・父子家庭等医療費助成【担当課：子育て支援課】

母子及び父子家庭等の生活の安定と自立を支援するため、母子・父子家庭等医療費助成を行うとともに、制度の周知に努めます。

⑤母子寡婦福祉会の活動支援【担当課：子育て支援課】

母子・寡婦家庭の生活の安定と福祉の充実向上及び会員相互の連携、親睦を図るため、母子寡婦福祉会への支援を今後も継続していきます。

(3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実

①障がい児保育の充実【担当課：子育て支援課】

集団保育が可能な心身障がい児の保育を市内の全園で行います。
加配を必要とする園児が増加傾向となっており、市内全園での加配保育士の確保支援に努めます。

必要な見込み量

単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育園	32	35	38
認定こども園	3	3	3
幼稚園	22	23	24

出典：第 1 期南城市障がい児福祉計画

②放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ充実【担当課：子育て支援課】

放課後児童クラブを利用したい障がい児に対応するため、市内放課後児童クラブでの障がい児の受け入れの充実に努めます。

必要な見込み量

単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
放課後児童健全育成事業	50	55	60

出典：第 1 期南城市障がい児福祉計画

③特別児童扶養手当の支給【担当課：子育て支援課】

20 歳未満の身体または精神に中程度以上の障がいを持つ児童を監護している父もしくは母あるいは父母に代わってその児童を養育している人に対し、特別児童扶養手当を支給します。

④特別支援教育就学奨励費の支給【担当課：教育指導課】

特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、経費の一部を補助する特別支援教育就学奨励費の支給を行うとともに、制度の周知に努めます。

⑤特別支援教育コーディネーターの配置【担当課：教育指導課】

幼稚園、小学校及び中学校では、特別支援教育全般の中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを配置するとともに、学校内や外部関係機関との連絡調整、保護者への相談支援、担任への支援などの充実に努めます。

⑥南城市教育支援委員会の実施【担当課：教育指導課】

配慮の必要な生徒に対し、保護者の意見書や調査、資料等を参考にして適切な就学先を判断する体制の充実に努めます。

⑦巡回指導の充実【担当課：子育て支援課】

保育園や親子通園事業、放課後児童クラブなどへ専門家が巡回し、発達に応じた保育についての指導を行います。また、園等からの巡回要請がなくとも定期的に巡回するなど、実施強化に努めます。

⑧発達障がいについての親の理解促進【担当課：子育て支援課】

発達障がいについて親への理解を深め子どもの発達支援へとつなげるため、幼稚園、認可保育園、認定こども園での周知のほか、市からの情報提供など、さまざまな媒体を利用した啓発活動に努めます。

⑨親子通園事業の充実【担当課：子育て支援課】

発達面で気になる子と保護者に、自由な遊びなどを通して、療育上の指導や各種相談に応じる親子通園事業について関係者及び関係機関との連携強化を図ります。

⑩重度心身障害児医療費助成【担当課：生きがい推進課】

制度の周知を図り、医療費の経済的負担の軽減を図るために今後も本事業を実施していきます。

⑪身体障がい児への補装具の給付【担当課：生きがい推進課】

車いすや座位保持装置等、身体障がい児が自立し、社会参加を促進するための補装具の給付や修理を支援します。

⑫重度障がい児への日常生活用具給付【担当課：生きがい推進課】

障がい児が福祉用具や支援機器の活用により、日常生活の困難を改善し、より円滑に自立へつながるよう支援を行います。

⑬相談支援事業の推進【担当課：生きがい推進課】

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害について、気軽な相談や専門的な相談に対応するため、相談支援を継続して実施します。また、相談支援の資質向上により、一層きめ細かな対応ができるように図ります。

⑭障がい児の保護者の交流促進【担当課：生きがい推進課】

同じ状況にある保護者同士が相談や情報交換、交流を行い、悩みや不安を解消する場として、親の会、家族会等の情報提供等を行っていきます。

(4) 子どもの貧困対策の充実

①生活困窮世帯の子どもの居場所づくり【担当課：教育指導課、子育て支援課、社会福祉課】

生活困窮世帯の子どもの支援のため、貧困対策支援員を配置し相談等を受けるとともに、居場所を確保し、食事提供や学習支援等を行っていきます。

②生活困窮世帯の子どもの支援するネットワークづくり【担当課：子育て支援課】

教育・保育施設等や学校、地域などが連携し、生活困窮世帯の子どもの把握に努めるとともに、孤立化を防ぎ、必要な支援が届くよう、「つなぎ」を重視した関係者・関係機関のネットワークづくりを進めます。このネットワークには、NPOや個人が実施している支援活動とも協力しながら生活困窮世帯の子どもの支援を図ります。

③就学援助制度の周知・普及【担当課：教育指導課】

経済的理由により、就学困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの援助を行う就学援助制度について広報を行い、必要な世帯への周知・普及を図ります。

第7章 計画の推進について

1. 計画の周知と連携

本計画に示す理念や目標及び各施策については、関係機関等とともに取り組んでいく内容も多くなっています。このため、関係機関への計画内容の周知を図り、緊密に連携しながら、市全体が一体となって子ども・子育て支援施策を推進していくように図ります。

また、庁内関係部局間の密接な連携を図り、取り組みの方向性についての相互理解などを十分に行いながら、質の高い教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業、またその他本計画に掲げる取り組みを推進します。

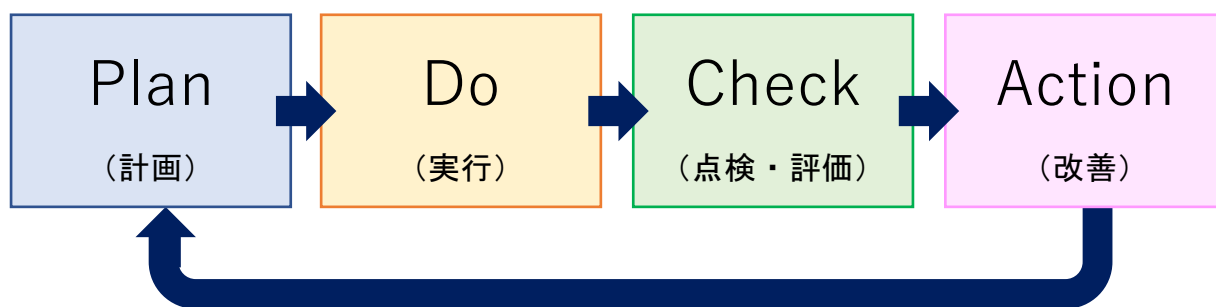
2. ニーズ等の定期的な把握

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査を実施し、子育て家庭の状況や教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等のニーズ把握を行った上で策定しています。しかし、子育て家庭の状況やニーズは変化するものであります。計画開始後においても、社会情勢の変化及び子どもと子育て家庭のニーズを定期的に把握し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

3. PDCAサイクルによる推進状況チェック

本計画の実施内容については、取り組みの達成状況を点検・評価し、評価にもとづいた計画の改善を図る「PDCAサイクル」による進行管理を行っていきます。

このため、関係課による内部チェックを定期的に行うとともに、計画内容の審議にあたった「南城市子ども・子育て会議」が、年度ごとの進捗状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえて、計画の見直しを行っていきます。



資料1 南城市子ども・子育て会議条例

○南城市子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日

条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(第24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、南城市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長又は副委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の事務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(平31条例6・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第10条 市は、委員及び臨時委員に対し、南城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年南城市条例第35号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

資料2 南城市子ども・子育て委員名簿

役職	氏名	職名	備考
委員長	津波古 充仁	(元)市福祉事務所長	
副委員長	上原 昇	市教育部長	
委員	城間 盛善	市教育委員会 教育指導課長	
委員	屋良 朝輝	市民(船越小学校保護者)	市内保護者代表(玉城地域)
委員	森山 悟	市民((元)百名小学校保護者)	市内保護者代表(玉城地域)
委員	儀間 あゆみ	市民(馬天小学校保護者)	市内保護者代表(佐敷地域)
委員	金城 優子	市民(大里北小学校保護者)	市内保護者代表(大里地域)
委員	石原 紗折	市民(知念小学校保護者)	市内保護者代表(知念地域)
委員	嘉数 光	市民(南城市PTA連合会)	南城市PTA連合会推薦
委員	宮城 広美	おひさま保育園 園長	南城市法人立保育園園長会推薦
委員	新垣 純子	しんざと学童 代表者	南城市学童保育連絡協議会推薦
委員	成田 美枝子	成田ベビーセンター 代表者	南城市認可外保育園推薦
委員	仲宗根 リサ	沖縄県中央児童相談所(職員)	
委員	中本 直美	沖縄女子短期大学 非常勤講師	
委員	屋比久 守	市立玉城幼稚園 園長	市立幼稚園代表

資料3 策定の経過

		開催日	場 所	会次第
平成 30 年度	1回目	平成31年 1月31日	南城市役所 3階・会議室312	1. 子ども・子育て支援計画の経過報告について 2. 保育園等整備について 3. 第2期子ども・子育て支援計画のニーズ調査について
令和 元 年度	1回目	令和元年 7月26日	南城市役所 1階・大会議室	1. 南城市子ども・子育て会議について 2. 子ども子育て支援法について 3. 南城市子ども・子育て支援事業計画(第1期)について 4. 第2期子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果報告
	2回目	令和元年 9月30日	南城市役所 2階・西215会議室	1. 議事 (1) 第2期南城市子ども・子育て支援事業計画策定について ・保育施設等の状況・人口推計・量の見込み (2) 公立幼稚園の今後の在り方について ・市の現状・他市町村の状況 2. その他 (1) 意見交換
	3回目	令和元年 10月30日	南城市役所 3階・庁議防災室	1. 議事 第2期南城市子ども・子育て支援事業計画策定 (1) 教育・保育事業等の量(補正)、確保策(案)について (2) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)について (3) 支援事業計画の基本理念の施策と検討について 2. その他 (1) 5歳児保育について (2) 待機児童数(10月)について (3) 公立幼稚園の認定こども園化について (4) 児童館整備について
	4回目	令和元年 11月26日	南城市役所 3階・庁議防災室	1. 議事 第2期南城市子ども・子育て支援事業計画策定 (1) 教育・保育事業等の確保策(補正案)について (2) 保育園等整備計画について (3) 第1期支援事業計画の実施状況について 2. その他 (1) 公立幼稚園の認定こども園移行について

		開催日	場 所	会次第
令和元年度	5回目	令和2年 1月20日	南城市役所 3階・庁議防災室	1. 議事 第2期 南城市子ども・子育て支援事業計画策定 (1) 子どものため、子育て家庭のための支援対策(案)について (2) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)(量・確保)(案)について (3) 5歳児保育の調査結果について (4) 市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針(案)
	6回目	令和2年 2月20日	南城市役所 3階・庁議防災室	1. 報告 (1) 令和2年度 保育園・放課後児童クラブの申込状況について 2. 議事 第2期 南城市子ども・子育て支援事業計画策定 (1) 支援事業計画の素案について (2) 市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針(案)について 3. その他 (1) 意見交換
	7回目	令和2年 3月18日	南城市役所 3階・庁議防災室	1. 議事 第2期 南城市子ども・子育て支援事業計画策定 (1) 支援事業計画の素案について(最終) 2. その他 (1) 意見交換

第2期南城市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：南城市 福祉部 子育て支援課

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

TEL：(098)917-5343